



























































## 第2節 自主防災組織等の育成計画

(総務部、企画部、消防本部)

### 第1 計画の方針

大規模な地震災害が発生した場合には、市や防災関係機関のみならず、住民が自主的に防災活動に参加し、災害の防止または軽減を図るため、地域で助け合っていくことが重要である。このため、自主防災組織の積極的な結成、事業所等の自衛消防組織の充実を推進することにより、自主防災組織等の活動環境の整備を積極的に行って連携を図っていくものとする。

### 第2 地域住民等の自主防災組織

#### 1 現況

本市の自主防災組織の組織率は、地域間に格差があるものの、全市的には低い状況にあるため、自治会及び自治会の連合体となる地区コミュニティ会議等を中心として組織化の促進に努めるとともに内容の充実に努める必要がある。

#### 2 対策

##### (1) 組織づくり

ア 自治会及び自治会の連合体となる地区コミュニティ会議等の自治組織に防災に関する活動を組み入れる。

イ 女性団体、青年団体、PTA等の地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

ウ 少年消防クラブ等の活動を支援し、将来の自主防災組織活動の素地を育成する。

エ 防災活動の経験のある者、その他専門知識と経験を有する者がそれぞれの分野におけるリーダーとなるよう、人材を発掘し、組織化を図る。特に男女共同参画の目的から自主防災に関する訓練や防災アドバイザー活動などへの女性の積極的な参加を促す。

オ 自主防災組織の必要性の啓発

県防災アドバイザーの活用や市の「防災出前講座」等により自主防災組織の結成促進及び防災意識の普及啓発を図る。

##### (2) 活動の活性化

ア 計画的にリーダー研修会等を開催し、指導能力の向上を図る。

イ 市は、自主防災組織の参加を含む防災訓練計画を策定し、防災技術の向上に努める。

ウ 市は、消防防災設備費補助事業やその他の助成金を活用し、自主防災組織の防災資機材の整備を支援する。

エ 防災関係機関による情報提供の充実を図り、自主防災組織との連携強化を促進する。

オ 市は、自主防災組織間の情報交換等を行うなど連絡体制強化を支援する。

カ 市は、モデル組織を設定し、報奨制度を導入することにより活動の積極的推進を図る。

- キ 啓発資料の作成、教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施により、防災意識の向上を図る。
- ク 自主防災組織に対する地区防災計画作成の支援を行い、活動内容の充実を図る。
- ケ 自主防災組織が行う主な活動は、次のとおりとする。

(ア) 平常時

- ① 地区防災計画及び地区防災マップの作成
- ② 情報の収集伝達体制の確立
- ③ 火気使用設備及び器具等の点検
- ④ 防災用資器材等の備蓄及び管理
- ⑤ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ⑥ 地域の要配慮者の把握
- ⑦ 活動区域内の安全点検の実施
- ⑧ 避難路・避難方法・避難場所の確認

(イ) 災害発生時

- ① 初期消火の実施
- ② 被害状況等の収集・報告、命令指示等の伝達
- ③ 救出救護の実施及び協力
- ④ 避難誘導の実施及び避難者の点検、確認
- ⑤ 炊き出し及び救援物資の配分に対する協力

### 第3 事業所の自衛消防組織等

#### 1 現況

危険物取扱事業所は、それぞれの自衛消防組織等が組織されており、また、ガス取扱事業所ではLPガス協会大曲仙北支部、高圧ガス地域防災協議会等の指導のもとに、自主保安体制が確立されている。

#### 2 対策

- (1) 自衛消防組織等の設置が義務づけられている特定事業所に対しては、自衛消防組織等の充実強化を図るとともに、設置義務のない事業所であっても、次のような施設については、従業員や利用者の安全の確保、地域への災害拡大防止のため、自衛消防組織等の編成を行うよう指導する。

ア 多数の者が利用する施設（中高層建築物、旅館、学校、病院等）

イ 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物質等を貯蔵または取り扱う施設）

ウ 多数の従業員が勤務している事業所等で、防災組織を設置することが効果的な施設

エ 複数の事業所が同一建築物に入居しているため、共同して防災組織を設置する必要がある施設

- (2) 自衛消防組織等に対し、次の活動を行うよう指導する。

ア 防災訓練

イ 従業員の防災教育













## 第4節 災害情報の収集、伝達計画

(各部局、各機関)

### 第1 計画の方針

地震が発生した場合、被害内容や被災者に関する情報の収集と分析、対応の伝達・指示など速やかな応急対策を実施するため、情報を円滑に流通させることが極めて重要となる。防災関係機関は、情報の収集・伝達を人的・組織的側面、機器設備の側面において支障なく瞬時に実行できる体制を整備する。さらに、災害時には、通信施設の損壊や電話線の切断等、通信機能への被害も予想されるため、複数ルートによりバックアップされた情報通信システム等の検討を行うなど、防災関係機関との連絡や災害対策本部の情報収集・伝達機能の確保を図る。

### 第2 情報収集伝達体制

#### 1 職員の動員

地震が発生した場合には、市、防災関係機関等はその所掌する事務又は業務に関し、積極的に自らの職員を動員して情報の収集にあたるものとする。

#### 2 体制の整備

- (1) 市は、市職員、警察、消防、郵便局、自主防災組織、事業所等を通じて災害対策本部に情報を集約し、被害状況の早期把握を行う体制を整備する。
- (2) 市及び防災関係機関は、災害初期の混乱期に迅速な情報収集・伝達を行うため、あらかじめ情報収集にあたる要員を指定・確保しておくものとする。
- (3) 市は、警報等を住民、水防管理者等に伝達する体制を整備する。
- (4) 市及び防災関係機関は、相互に連絡が迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集連絡体制の明確化等体制の確立に努める。
- (5) 市及び防災関係機関は、夜間、休日等に発生した災害に対する応急対策を迅速に開始するため、職員動員をより速やかに行う連絡網の徹底を図るほか、24時間常駐体制を検討する。
- (6) 機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両による情報収集手段を活用できる体制を整備する。
- (7) 秋田県総合防災情報システム、秋田県情報集約配信システム（情報の架け橋）、J-ALERT、衛星携帯電話、コミュニティFM、携帯電話メールシステム、ツイッター等のソーシャルネットワーキングサービスなど多様な情報通信手段を整備・活用し被害情報等の収集及び伝達を行う。
- (8) アマチュア無線、タクシー会社無線も有用なことから、愛好家や事業所の協力を得て、情報収集・伝達体制の補強を図る。
- (9) 被災者の安否に関する情報及び被災者台帳の作成に関する情報については、災対法の定めるところにより、被災者に関する市内部の情報を利用して整備し、自ら利用し、又は提供するものとする。
- (10) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- (11) 被災者から申請があったときには、遅滞なく被害の状況を調査し、罹災証明書を交付するものとする。

## 第5節 通信施設災害予防計画

(企画部、総務部、消防本部、大仙警察署、N T T 東日本(株)秋田支店、(株)N T T ドコモ東北支社秋田支店)

### 第1 計画の方針

災害時における通信の確保は、防災活動上極めて重要であることから、各機関は災害から通信施設を防護するために、保有する施設の改善と保守体制の強化に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体系を構築し、防災関係機関相互の通信確保を図る。

また、阪神淡路大震災のおり、N T T 通信網が寸断され情報の混乱が生じたとき、移動系無線装置による有効性が確認されており、無線系通信設備の充実を図る。

### 第2 通信施設

災害時の通信の基本となる防災行政無線等の無線通信に加えて、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うため、さまざまなレベルの情報通信手段を活用したネットワークを形成する必要がある。

#### 1 現況

市において災害時に情報収集または情報連絡に使用する通信施設の現況は、次のとおりである。

##### (1) 大仙市防災行政無線施設

市内8地域のうち、6地域については周波数の異なる移動系無線局、1地域については同報系無線局が配備されており、残りの1地域については移動系の消防団無線施設が配備されている。

##### (2) 秋田県総合防災情報システム

本市及び市内に所在する県地域振興局、県の各出先機関、消防本部、その他の防災関係機関との間に衛星通信及び有線通信施設をもって通信網を構成している。

##### (3) 消防、救急無線施設

無線設備については、消防本部及び消防署・消防分署並びに消防車両等に設置されており、内部及び相互の通信連絡は移動局をもって構成し、各種災害に迅速に対処できる体制が整備されている。

#### 2 対策

##### (1) 大仙市防災行政無線の整備

ア 災害時における各種情報の伝達及び被害状況の把握を確実に行えるよう常に点検を行い機能の維持に努める。

イ 異なる周波数の移動系無線局について、早期に周波数の統一を図る。

ウ 移動系無線局未配備地域の早期解消を図る。

##### (2) 秋田県総合防災情報システムの活用

平常時から、当該システムを使用することにより、災害時に的確に使用できるよう努める。

##### (3) 消防無線の活用

消防無線には周波数別に、活動波、主運用波（県内共通）、統制波（全国共通）が





































#### (5) 標識等の設置

関係機関は雪崩危険箇所を一般に周知させるため、標識を整備して、危険区域への立入りや通行を制限し、防雪柵を設けて被害の防止に努める。

### 第6 土砂災害警戒区域等の指定

#### 1 現況

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図ることが求められている。なお、ここでいう「土砂災害」は、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりを発生原因とするものである。

県では、大仙市域で土砂災害防止法にもとづく基礎調査による警戒区域および特別警戒区域を指定している。

#### 2 対策

市は、土砂災害警戒区域の住民に対し避難指示等を迅速かつ正確に伝達し、周知されるようにするほか、異常発生時には住民自らの確に通報・避難が出来る体制を取るよう指導するものとする。

##### (1) 土砂災害警戒区域

ア 警戒区域毎に警戒態勢に関する事項を定めるものとする。

イ 区域毎の災害特性を踏まえた土砂災害に関する伝達方法、避難地に関する事項、その他円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知するとともにあらかじめ指定避難所・指定緊急避難場所へのルート及び代替路を把握しておくよう徹底する。

##### (2) 土砂災害特別警戒区域

ア 居室を有する建築物について、土砂災害に対して構造が安全であるか建築確認を行う。

イ 住宅宅地分譲地や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為に関して審査する。

ウ 県は、著しい損壊のおそれのある建物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。

### 第7 災害危険区域からの住宅移転

#### 1 現況

災害危険区域については、各種の事業を実施して安全の確保を図っているが、防護の対象に対し巨額の費用を要する場合、または工事によっても安全を確保できない場合は、居住者を安全な場所に移転させている。

#### 2 対策

(1) 災害危険地域の居住者に対し、住宅の建設及び土地の取得等、移転に要する費用の一部を補助し、または融資を行い、その移転を促進する。

(2) 移転助成のための制度は次のとおりである。

ア 防災のための集団移転促進事業

イ かけ地近接危険住宅移転事業

ウ 秋田県災害危険住宅移転促進事業

エ 独立行政法人住宅金融支援機構地すべり等関連住宅融資

## 第8 要配慮者利用施設における防災体制の確立

### 1 現況

「水防法等の一部を改正する法律」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月19日に改正された。要配慮者は、災害緊急時に自力での早急な避難が困難であり、特に配慮が必要なことから、土砂災害危険箇所周辺にある要配慮者利用施設については、防災体制を整備することが必要である。なお、要配慮者利用施設とは、国土交通省で定義する施設とする。

### 2 対策

土砂災害を受けるおそれのある要配慮者利用施設の管理者に対し、市は県と協力して土砂災害警戒区域等、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒避難体制を確立する等、防災体制の整備に努める。

また、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報等による避難指示等に関する情報は、電話、広報車、防災ラジオ、テレビ及び一斉メール配信システム「防災ネットだいせん」等で伝達し、自主防災組織、近隣居住者等の協力も得て、要配慮者の円滑かつ迅速な避難が確保されるよう指導する。



## 第 1 1 節 公共施設災害予防計画

(健康福祉部、建設部、上下水道局、東北地方整備局湯沢河川国道事務所、県仙北地域振興局建設部、秋田県建設部下水道マネジメント推進課、東日本旅客鉄道(株)秋田支社、東北電力(株)秋田支店、社会福祉施設、病院)

### 第 1 計画の方針

道路、橋梁、上下水道、電気、鉄道等の公共施設は住民の日常生活、社会経済活動及び防災活動上極めて重要であり、これら施設の管理者は、各施設の維持管理体制を強化するとともに、計画的に施設の整備改善に努め、施設災害の防護を図る。

### 第 2 道路及び橋梁施設

#### 1 現況

本市における国、県、市が管理する道路は、自動車利用の拡大により年々過密化している。このため幅員の狭い道路、屈曲な道路等を重点的に道路網の整備が計画的に進められている。

道路の地震被害は、沖積層地域では亀裂・陥没・沈下隆起が、高盛土部では地すべり・崩壊、切土部や山裾部においては土砂崩壊、落石等が予想される。

橋梁については、経年及び地盤沈下等により老朽化しているものや耐震基準改訂により耐震強度不足となっているものがある。

なお、市内の道路橋梁等の状況は次のとおりである。

道路・橋梁の状況（令和5年4月1日現在）

| 区分 | 路線             | 管理区分 | 道路延長(m)   | 橋梁数   | 横断歩道橋 | 横断地下道 |
|----|----------------|------|-----------|-------|-------|-------|
| 国道 | 13号、46号        | 国    | 54,637    | 63    | 2     | 6     |
| 国道 | 105号、341号      | 県    | 56,387    | 63    |       |       |
| 県道 | 主要地方道<br>・一般県道 | 県    | 231,283   | 170   | 1     |       |
| 市道 | 市道             | 市    | 3,156,807 | 1,317 |       | 8     |

#### 2 対策

(1) 道路全体（道路部及び橋梁等の施設を含む。）の耐震点検と対策工事

ア 地震に対する緊急輸送道路ネットワーク等の安全性・信頼性の向上を図るため、5年に1回、近接目視による定期点検を実施し、健全度を診断する。

イ 防災補修工事を必要とする箇所については、工法決定のための測量・地質調査・設計等を行い、その対策工事を実施する。

さらに、応急対策や通行規制並びに情報収集・提供を迅速に行うために必要となるパソコン、移動電子端末等を活用した情報連絡施設・体制等の整備を図る。これらの施設計画は、国の指導、社会の要請等に適切に対応し、順次高度化を図っていく。

対策の優先順位については、緊急輸送道路ネットワーク計画路線、事前通行規制区間の有無、迂回路の有無、交通量、バス路線等を総合的に勘案して決定

する。

(2) 道路施設等の耐震点検と対策工事

ア 道路防災総点検の結果に基づく継続的点検及び施設の整備を計画的に実施する。

(ア) 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

イ 道路防災総点検（豪雨・豪雪等に起因する危険箇所）

(ア) 危険箇所の把握と要対策箇所の抽出

(イ) 防災カルテを作成し、これによる継続的な点検を実施するとともに、災害に至る要因を事前に把握する。

(ウ) 道路防災総点検の点検項目

①落石・崩壊 ②岩石崩壊 ③地すべり

④雪崩 ⑤土石流 ⑥盛土 ⑦地吹雪

⑧橋梁基礎の洗堀 ⑨擁壁

ウ 道路の整備

(ア) 道路整備にあたっては、非常時の緊急車両の走行、停車が可能となるよう、停車帯、広幅員の路肩等の確保に努める。

(イ) 市街地の道路整備については、防災区画を形成する道路の整備に努める。

(3) 橋梁等の耐震点検と対策工事

ア スtock総点検及び定期点検に基づき、健全性の診断並びに耐震性の評価を行い、長寿命化計画を策定した上で、所要の対策を計画的に実施する。

イ 耐震補強等が必要な橋梁については、平成24年2月16日、国土交通省都市局長、道路局長通知「橋、高架の道路等の技術基準（道路橋示方書）の改訂について」に基づく耐震性能の確保を目的に、下部工の補強、支障の取替、杓座の拡幅、落橋防止装置の設置などを行い、必要に応じて架け替え等を実施していく。

ウ 道路パトロール等による日常点検を実施し、適正な補修を行う。

(4) トンネルの整備

道路機能を確保するため、トンネル等の定期点検を行い、緊急輸送道路に指定された路線のうち補修等対策工事の必要な箇所について、特に重点的に整備を進める。パトロール等により異常箇所を発見した場合は、一般交通の安全確保のため必要な通行規制を実施すること、また応急対策を講じ早急の橋梁の保全を図る。

### 第3 水道施設

#### 1 現況

水道施設は取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっている。構造物の安全性は比較的高いのに対し、管路は災害に対し脆弱である。主要水道施設は、取水口、浄水施設、配水施設等で、給水人口は52,370人（令和6年3月末現在）である。

## 2 対策

### （１）施設（取水、導水、浄水、送水、配水）の防災の強化

- ア 地震災害に対する安全性を向上させるため、水道施設の建設に際しては安全度の高い位置を選定する。
- イ 各施設の設計にあたっては、災害に対し十分安全な構造とする。
- ウ 各施設の常時監視を実施して保守に努めるとともに耐震・耐火整備補強を行い二次災害の防止に努める。
- エ 配水施設については、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等により、石綿セメント管及び経年管の取替を進め、管路の耐震性強化を図るとともに、基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の事故時対策を進める。

### （２）応急給水体制と資器材の整備

- ア 地震により被害を受けた場合、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため応急給水の実施体制を整備する。
- イ 災害時に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めるとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する、
- ウ 応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

### （３）災害時の協力体制の確立

- ア 市長は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、日本水道協会秋田県支部が定める水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱に基づき応援を要請する。
- イ 水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱によっても処理できない場合は、県に応援を要請する。

## 第４ 下水道施設

### 1 現況

本市の下水道は、し尿や生活排水等の汚水进行处理することにより生活環境の改善、公衆衛生の向上、河川等の公共水域の水質保全などを目的とし、市民の快適で衛生的な生活環境を保持するために、最も重要な施設である。

下水道施設における、処理場、ポンプ場及び管渠は、その多くの施設が、東日本大震災以前の設計・建設で、経年劣化による機能低下も懸念される現状にあり、早期に震災等への対処能力の強化及び長寿命化を図り、不断の機能確保に備えなければならない。

### 2 対策

処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要構造物は、地震、風水害等の災害に耐えられる構造にするとともに、管渠の点検を行い不良部分については清掃、補修、及び改良













設等を設けるものとする。

(オ) 地域住民の集結場所として機能するとともに消防救護活動等の防災活動の拠点となる空地を必要に応じ、配置するものとする。

#### イ 避難所

避難所は、避難が長期化することとも想定して、学校施設、公民館等を指定するが、さらに旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

#### (2) 避難経路の選定

避難経路は指定せず、次の点に注意し、安全な避難経路を避難者各自が任意に選ぶ避難方法とする。ただし、避難誘導が行われる場合は、これに従うものとする。

ア 主要道路、鉄道、河川等を横断しない。

イ 高圧ガスや危険物施設のある路は避け、高層建築物からの落下物、ブロック塀等の倒壊に留意する。

#### (3) 避難施設周辺の耐震不燃化

市街地大火の輻射熱等に対する安全性を向上させる必要のある避難場所については、その周辺建築物の耐震不燃化を図るものとする。

#### (4) 避難場所等の周知徹底

ア 避難場所に標識を設置する。

イ 市の広報紙、各種会合等の機会を通じて周知を図る。

ウ 訓練等を通じ、現場を認識させる。

#### (5) 避難所等の設備の整備等

市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努め、安全性及び良好な居住性を確保するものとする。また、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

#### (6) 避難所等の備蓄物資

市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

#### (7) 避難伝達体制

ア 避難伝達責任者を指名するとともに、自主防災組織、自治会等の組織を活用して伝達系統を整備する。

イ 伝達の手段、伝達のための資機材を整備する。

#### (8) 避難所開設運営マニュアルの作成

避難誘導や避難経路等を示した「避難所運営マニュアル」を作成して速やかな避難所の設置や避難者の安全性の確保に努める。

## 第 1 4 節 医療計画

（健康福祉部、消防本部、大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会、秋田県薬剤師会大曲仙北支部、秋田県柔道整復師会大仙支部、病院、県仙北地域振興局福祉環境部）

### 第 1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合における救急医療活動が、的確かつ円滑に実施できるようにするために、平常時から大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会、秋田県柔道整復師会大仙支部、県仙北地域振興局福祉環境部等と協力し、医療救護班の派遣や救護所設置等の初期医療体制を整えるとともに、支援する医療機関等との協力体制を確立する。また、災害の規模が広域にわたり、医師、医薬品、資材等が不足する事態に対処するため、県が進めている秋田県災害・救急医療情報システムの活用を図る。

### 第 2 応急医療体制の整備

#### 1 初期医療体制の整備

##### （1）現況

大規模災害の発生等によって、医師等が不足し、または医薬品、医療資器材等が不足した場合には、県が整備を進めている広域的医療体制により支援を受ける。

##### （2）対策

##### ア 医療救護体制の整備

市では、大規模災害時における迅速な医療救護を行うため、通信体制・情報収集体制の整備に努めるとともに、大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会、秋田県柔道整復師会大仙支部、県仙北地域振興局福祉環境部等と協議して、医療救護班の派遣要請の方法、重傷者の搬出方法等の救急医療体制の整備に努める。

##### イ 救護所の設置

救護所開設のための体制を整える。

##### （ア）設置場所の確保

関係医療機関等との調整を図り、救護所にあてるべき建物、移動救護所の設置予定地の把握に努めるとともに、住民への周知を図る。

##### （イ）設置場所の点検・整備

災害時に救護所が速やかに設置されるよう、平常時から設置場所の整備・点検等に努める。

##### （ウ）臨時・移動救護所用設備

簡易ベッド等の臨時・移動救護所の設置に必要な資器材等は、秋田県災害医療計画に基づき災害拠点病院から調達し、そのための連絡体制を整備する。

##### ウ トリアージ実施体制の整備

大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会及び大曲仙北広域消防本部は、初期医療措置の迅速化を図るため、負傷程度により治療の優先度を判定するトリアージの実施体制を整備する。

##### エ 情報収集体制の整備

人的被害の規模、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備する。









## 第16節 文化財災害予防計画

(観光文化スポーツ部)

### 第1 計画の方針

文化財は、郷土の歴史や文化を正しく理解するための貴重な財産である。地震災害にあたって文化財は、地震活動による倒壊、破損や火災の発生等の問題がある。そこで、これらの文化財を地震災害から保護し、後世に伝えるために防災管理体制を確立する。

### 第2 文化財

#### 1 現況

市内の指定文化財は240件有り、このうち有形文化財及び記念物が207件で全体の86%を占めている。これらの文化財は収蔵施設も含めて災害に対して極めて弱く、特に、防火・耐震対策が最も重要な課題となっている。なお、文化財の指定状況は、次のとおりである。

#### 文化財の指定状況

(令和7年8月末現在)

| 指定区分 | 有形文化財 |       |    |     |    |      |      |
|------|-------|-------|----|-----|----|------|------|
|      | 建造物   | 美術工芸品 |    |     |    |      |      |
|      |       | 絵画    | 彫刻 | 工芸品 | 書跡 | 考古資料 | 歴史資料 |
| 国    | 21    | 1     | 0  | 1   | 0  | 0    | 0    |
| 県    | 2     | 2     | 6  | 11  | 0  | 8    | 2    |
| 市    | 7     | 27    | 11 | 16  | 4  | 11   | 27   |
| 計    | 30    | 30    | 17 | 28  | 4  | 19   | 29   |

| 指定区分 | 無形文化財 |      | 民俗文化財 |    | 記念物 |    |       | 全体計 |
|------|-------|------|-------|----|-----|----|-------|-----|
|      | 芸能    | 工芸技術 | 有形    | 無形 | 史跡  | 名勝 | 天然記念物 |     |
| 国    | 0     | 0    | 1     | 1  | 1   | 1  | 0     | 27  |
| 県    | 0     | 0    | 0     | 3  | 4   | 0  | 4     | 42  |
| 市    | 0     | 1    | 14    | 13 | 10  | 1  | 32    | 74  |
| 計    | 0     | 1    | 15    | 17 | 15  | 2  | 36    | 243 |

(国：国指定及び国登録)

#### 2 対策

##### (1) 有形文化財管理者に対する指導の徹底

ア 防災責任者は防火診断を受けるとともに、自主的に点検を実施して、地震発生時における火災の発生予防に努める。

イ 所有者及び関係機関は、文化庁が作成した文化財の防火・防犯対策チェックリスト（以下チェックリスト）に基づく日常点検を行う。

ウ 消火、警報施設等の整備に努める。

エ 文化財の搬出責任者には、文化財の性質、保全についての知識や技術を有する者をあてるとともに、搬出場所等をあらかじめ定めておく。

オ 各指定文化財の搬出には、地震災害の種別、規模等を想定して個別に対策を立てる。

## (2) 保存施設等の整備

ア 被害防止のため耐火・耐震構造施設等の設置を推進する。

イ 文化財の復元修理等を計画的に推進する。

## 第3 史跡、名勝及び天然記念物

### 1 現況

史跡等は、その性質に応じて災害による被害の様相も異なるので、これらの管理者はその性質に応じて対策が必要である。

### 2 対策

(1) 震災により、土地及び定着物が損傷するおそれがある場合は、当該土地等の環境及び安全対策上の整備を実施し、地震災害の予防に努める。

(2) 警報、防火、避雷、消火施設等を整備する。

(3) 管理責任者を定め、災害の種別、規模等に応じた対策を実施する。

(4) 所有者及び関係機関は、チェックリスト等を活用した定期的なパトロールにより、地震時の危険箇所の早期発見と改善に努める。

## 第4 保全措置

文化財の所有者及び管理者は、防災責任者を定めるなどの責任体制を確立して保全に努める。また、搬出可能な文化財についてはその性質や保全の知識を有する搬出責任者を定め、災害時にあたっての保全に努めるものとする。

## 第5 被災古文書等（古文書等の歴史資料）の保全

災害により多くの古文書等が被災した場合、市民に対し、被災した貴重な資料に対する保全及び取り扱い等について周知を図る。

### 【被災古文書等に対する注意事項】

1 土砂をかぶった古文書・本・写真・アルバム・掛軸・絵図等は、土砂等を払いのければ復元可能な場合が多いので、安易に廃棄しないこと。

2 湿気を防げる場所か容器に保管すること。

3 雨や水に濡れた場合

被災史料が少量の場合は、吸水紙（新聞紙や障子紙、キッチンペーパー等でよい）を数ページおきに挟み、陰干しすること。すぐに対応できないものについては、吸水紙を挟んだ上、真空パック等に入れて外気を遮断し、カビの発生や進行を防ぐようにする。いずれも吸水紙は、湿ったら取り替えること。

被災史料が大量にある場合は、真空凍結乾燥により水分を取り除く方法が有効なため、関係機関に連絡すること。

(1) 無理な水洗いをしないこと。

(2) 濡れたままでビニール袋や箱などに長時間入れないこと。

4 被災に乗じて訪問する古物商等には、安易に売ったり、引き取ってもらわないように注意すること。

## 第 1 7 節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する計画

(各部局、消防本部)

### 第 1 計画の方針

地震防災対策特別措置法（以下「特措法」という。）が平成7年7月に施行されたことに伴い、秋田県は、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、平成8年度を初年度とした県、市町村及び関係機関を実施主体とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し各種施設の整備を図ってきた。これに引き続く、第2次、第3次、第4次、第5次、第6次五箇年計画が策定されたことから、市はこれに則り、地震防災上緊急に整備すべき施設等の計画的な推進を図るものとする。

### 第 2 五箇年計画の概要

#### 1 五箇年計画の対象地区

過去の被害地震の分布状況及び活断層の分布状況など、本県の地震災害環境を勘案し、特措法第2条第1項に規定する地区は本市を含む県全域となっている。

#### 2 五箇年計画の修正

五箇年計画の期間中において地震防災上の事由により計画を修正する必要があるときは、県は国その他の関係機関と調整し、特措法第2条第4項の規定による五箇年計画の変更を行うことになっている。

### 第 3 五箇年計画の対象施設等

第6次五箇年計画に定める令和3年度から令和7年度までの期間において地震防災上緊急に整備すべき施設等はありません。







## 第 19 節 避難行動要支援者等の安全確保に関する計画

(総務部、健康福祉部、病院、社会福祉施設)

### 第 1 計画の方針

避難行動要支援者の安全を確保するため、市は、民生委員、自治会、自主防災組織等の協力のもとに、平常時における地域の避難行動要支援者の実態把握と災害時における情報の収集伝達及び避難誘導など援助体制の確立に努めるものとする。また、市及び市が避難行動要支援者を収容させる社会福祉施設等の管理者等は、地震災害から避難行動要支援者を守るため、情報伝達、避難誘導、避難収容等において各種対策を講ずるとともに、災害時における社会福祉施設緊急ネットワークを活用した災害時の安全確保に努め、避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）を整備し、避難行動要支援者の避難支援を的確に行う。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

### 第 2 避難行動要支援者の実態把握

災害発生時における避難行動要支援者の救出、救助、避難等を円滑に行うため民生委員、自治会、自主防災組織等を通じて地域の避難行動要支援者の実態を把握するとともに、家族・介護者及び福祉・医療機関との連携のもと災害時における支援体制の整備を推進する。

把握した内容については、個人情報として扱い、漏洩やDV、ストーカー、虐待等の被害を引き起こすことがないように十分配慮した上で、避難行動要支援者情報の共有に努める。

#### 1 避難行動要支援者の範囲

要配慮者のうち、在宅で災害時に家族等の支援が得られない避難行動要支援者の把握に当たっては、災害対策基本法第49条の10第3項及び第4項の規定に基づき県及び市が保有する情報を活用するものとし、その者の範囲は次の要件の者とする。

- (1) 75歳以上のみの世帯
- (2) 要介護3以上の要介護認定を受けている者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けている者（障害の種類は視覚障害、聴覚障害及び肢体不自由に限る。）であって、その等級が1級又は2級に該当するもの
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、その等級が1級又は2級に該当するもの
- (5) 療養手帳Aの交付を受けている者
- (6) 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている者
- (7) 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者
- (8) その他自ら支援を求めた者

#### 2 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、市で作成している「災害時要援護者名簿」を災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づく「避難行動要支援者名簿」として避難支援、安否確認等に活用するものとし、次に掲げる事項を記載又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7) 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

### 3 避難行動要支援者名簿の提供

市は、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、災害の発生に備え、本人の同意を得た名簿情報を大曲仙北広域市町村圏組合消防本部及び消防署、大仙警察署、民生委員、大仙市社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、指定福祉避難所の施設管理者（以下「避難支援関係者」という。）に提供するものとする。名簿の提供にあつては、名簿の提供を受けた避難支援関係者に対し、個人情報への守秘に関する誓約書への署名を義務付け、名簿の取り扱い者の限定、必要以上の複製の禁止、保管方法の指定、取り扱い報告、使用後の名簿の返却の措置をとるものとする。

また、災害時には、避難支援実施者自身と家族の安全を確保した上で、避難支援活動を行うものとする。

### 4 個別避難計画の作成

市は、災害対策基本法第49条の14第1項の規定に基づき、避難行動要支援者のうち同意のあったものについて、避難支援関係者の支援を得て個別避難計画を作成する。その際は、積雪や凍結等の地域特有の課題に留意し、次に掲げる事項を記載又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7) 避難支援実施者（避難支援関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- (8) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (9) 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

### 5 個別避難計画情報の提供

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画に記載し、又は記録された情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

また、災害の発生に備え、本人の同意を得た個別避難計画情報を避難支援関係者に提供するものとする。

情報の提供にあつては、情報の提供を受けた避難支援関係者に対し、個人情報守秘に関する誓約書への署名を義務付け、名簿の取り扱い者の限定、必要以上の複製の禁止、保管方法の指定、取り扱い報告、使用後の個別避難計画の返却の措置をとるものとする。

### 第3 災害時における情報伝達体制の整備

要配慮者や避難支援関係者等への気象情報・災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、インターネット、緊急速報メール、防災行政無線、SNS、コミュニティFM等を活用する。

### 第4 避難に関する配慮

災害発生時における避難行動要支援者等の避難については安全かつ確な対応が不可欠であり、個別避難計画の実効性を確保する観点から、市は避難行動要支援者等の特性に応じた避難誘導、災害情報の伝達及び避難生活などにおける支援計画の具体化を図るものとする。

#### 1 避難誘導

市及び関係機関、社会福祉施設管理者等は、要配慮者の特性に基づき、避難時に予想される特別の困難な事情に配慮した防災教育を行うものとする。また、市は民生委員、自治会、自主防災組織等が平常時から地域の要配慮者の実態把握や情報の共有に努め緊急時に的確な避難誘導ができる体制の確立に努めるものとする。

#### 2 災害情報の伝達

市長が発する高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保は、要配慮者本人、家族及び介護者が容易に理解できる内容で伝達するものとする。特に夜間における伝達には十分な配慮が必要であり、また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

#### 3 避難生活

市及び社会福祉施設管理者等は、要配慮者の避難生活の安全を確保するため、バリアフリー化など避難収容施設の設備の改善に努めるとともに、介護及び生活必需物資の配分等については、要配慮者の特性に配慮するものとする。この場合、秋田県災害医療救護計画、生活関連物資備蓄計画及び給食・給水計画との関連に配慮し、平常時から介護職員、民生委員等の協力体制を確保するとともに、災害時の避難収容施設での避難者の相互扶助の体制づくりに努めるものとする。

#### 4 福祉施設等における体制の整備

##### (1) 組織体制及び緊急連絡体制の整備

社会福祉施設管理者は、市及び関係機関等と調整し、地震災害時における防災組織体制の整備を図るとともに、自治会、自主防災組織等地域住民等との協調体制の確立に努める。特に、市、警察、消防、医療機関その他の防災機関との緊急連絡体制の確立に努めるものとする。

##### (2) 防災訓練等の実施

社会福祉施設の管理者は、施設等の職員や入所者が、災害時において適切な行動がとれるよう防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

## 5 福祉避難所の設置及び連携強化

市は、要配慮者のうち一般避難所での生活が困難で特別な配慮を要する者を受け入れるための福祉避難所を設置する。また、福祉避難所の設置・運営をスムーズに行うため社会福祉施設等や医療機関等と平常時から情報の共有等に努め、連携の強化を図るものとする。

## 第5 外国人、旅行者等の安全確保対策

### 1 現況

令和6年9月30日現在、外国人登録者数は365人である。このうち、比較的短期の滞在者は、日本語に習熟していない者もいることから、災害時に、安全確保のための情報を入手できない可能性がある。また、旅行者についても地理不案内から適切な避難等ができないことが考えられる。

### 2 対策

市及び関係機関は、国際交流の積極的な推進に伴い市内に居住または来訪する外国人の増加が見込まれることから、言語、文化、生活習慣その他の自然的、社会的条件の異なる外国人及び県外からの旅行者の地震災害時の被害を最小限にとどめるための防災環境づくりに努めるものとする。

#### (1) 防災教育・広報

市は、避難所及び避難路の標識に外国語を付記するよう努めるとともに、国際交流関係機関と協力して地震に関する知識、災害環境及び避難場所、避難路等の防災上の心得等について、防災教育及び広報に努める。

#### (2) 地域における救援体制

市は、国際交流関係機関、観光施設管理者及び自主防災組織等の協力のもとに、地域ぐるみによる外国人及び旅行者の安全確保、救援活動を支援できる体制の整備に努める。

## 第6 防災知識の普及

防災知識の普及は、要配慮者の特性、程度及び地域実態を考慮し、おおむね次の方法により行う。

### 1 視覚機能に障がいがあるとき。

- (1) 音声情報による周知
- (2) 拡大文字による周知
- (3) その他効果的な方法の併用による周知

### 2 聴覚機能に障がいがあるとき。

- (1) 文字情報による周知
- (2) 映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）
- (3) 手話による周知
- (4) その他効果的な方法の併用による周知

### 3 日本語理解に障がいがあるとき。

- (1) 外国語による周知

(2) その他効果的な方法の併用による周知

4 地理的理解に障がいがあるとき。

(1) 地図情報による周知

(2) その他効果的な方法の併用による周知

## 第20節 ボランティアの受入体制の整備

(各部局)

### 第1 基本方針

大規模な地震発生時には、迅速かつ効果的な災害応急対策の実施や避難生活の支援等について、行政や防災関係機関等だけでは十分な対応ができない場合も予想される。そのため、被災者や行政機関を支援する各種ボランティアの受入体制やその活動が円滑に行われるよう環境整備を図るとともに平常時からボランティアについて広く市民に呼びかけ、ボランティア意識の啓蒙や育成に努める。

### 第2 ボランティア受入体制の整備

#### 1 体制整備

市は、大仙市社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、災害時におけるボランティア登録制度の確立に努め、活動可能な人員を確保するとともに、ボランティア活動をコーディネートする体制の整備を推進し、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。

なお、災害時のボランティア活動については、自主性にに基づきその支援力を向上し、受入れや調整を行う体制、活動の拠点の確保及び安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、地方公共団体、市民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

また、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会等との役割分担等を定めるよう努めるものとする。

#### 2 登録

ボランティアの登録は、災害時において迅速な支援を展開するため、専門技能・技術の種類・連絡先及び方法、活動可能な期間、ボランティア保険加入の有無及び所属団体等の把握により行うものとする。

#### 3 活動拠点整備

市は、災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を斡旋または提供できるよう、あらかじめ計画する。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

### 第3 教育及び相互の連携

市及び大仙市社会福祉協議会は、「大仙市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、ボランティア活動が組織的かつ総合的に行われるよう、これを統括する組織体制を整備するとともに、ボランティア相互間の連絡等ネットワーク化の推進を図るものとする。

また、ボランティア保険制度の周知はもとより、県との連携のもと消防学校等の機能を活用して、ボランティアの災害に関する知識、消火や救急活動のための基本技能の習得など必要な研修・講習を実施し、ボランティアの実践力向上に努めるほか、講師の派遣等についても積極的な協力を行うものとする。

#### 第4 ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティアの活動内容は、おおむね次に掲げるとおりである。

- (1) 炊き出しその他の災害救助活動の支援
- (2) 清掃及び防疫の補助及び支援
- (3) 災害支援物資、資材の集配作業
- (4) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (5) 災害救助活動等に関し、資格や技能を要する専門業務
  
- (6) 避難収容所における要配慮者に対する介護、看護の補助
- (7) 外国人に対する通訳等

※上記のうち、(1)、(5) 及び (6) は主に日本赤十字社による対応を想定。

## 第 2 1 節 広域応援体制等の整備

(各部局、消防本部、N T T 東日本(株)秋田支店、東北電力(株)秋田支店)

### 第 1 計画の方針

大規模な地震が発生した場合、市だけですべての応急対策を実施することが困難となり、また、隣接する市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、近隣の市町村のみならず、広域的な相互応援体制を確立するとともに、市内関係機関とも関係業務について応援を受けられるようにしておくことが必要である。また、応急対策の実施のみならず災害による行政機能の低下や喪失についても応援を受けられるよう相互応援体制を確立するものとする。

### 第 2 相互応援体制の確立

#### 1 現況

現在、地方自治体間で下記のとおり協定を締結している。

自治体間の協定の締結状況  
(秋田県)

| 名                            | 称 | 締 結 年 月 日  | 協 定 市 町 村 名 |
|------------------------------|---|------------|-------------|
| 大規模災害時の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定 |   | 平成7年10月31日 | 北海道東北 8 道県  |
| 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定     |   | 平成8年7月18日  | 全国都道府県      |

(大仙市)

| 名                             | 称 | 締 結 年 月 日  | 協 定 市 町 村 名                            |
|-------------------------------|---|------------|----------------------------------------|
| 災害時における大仙市と座間市相互応援に関する協定      |   | 平成17年7月4日  | 神奈川県座間市                                |
| 災害時における相互援助に関する協定             |   | 平成18年4月26日 | 秋田県内13市                                |
| 災害時における相互援助に関する協定             |   | 平成25年5月22日 | 大船渡市、奥州市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、横手市、由利本荘市、湯沢市 |
| 大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定 |   | 平成22年5月27日 | 潟上市、秋田市、仙北市、雫石町、滝沢市、盛岡市、宮古市            |
| 災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定    |   | 平成24年1月20日 | 秋田県及び県内 2 5 市町村                        |

#### 2 対策

##### (1) 協定の締結

市は、市の地域にかかわる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模

災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、すでに締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。

(2) 応援要請体制の整備

市（総務部）は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

(3) 応援受入体制の整備

市（総務部）は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等が効率的に応援活動できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備し、受援体制を整えるとともに、職員への周知徹底を図る。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとし、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員に対して紹介できる、ホテル・旅館・公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくほか、被災時において支援を受けられるよう災害情報の受発信、緊急輸送道路の確保、臨時ヘリポートの準備、その他防災拠点となるべき施設、設備等、災害支援の受け入れ体制の整備に努めるものとする。

(4) 県等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん（応急対策職員派遣制度の活用）

市（総務部）は、災害時の県や国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度の活用方法の習熟を図るとともに、職員への周知徹底を図る。

(5) 公共的団体等との協力体制の確立

市（総務部）は、震災時の応急対策等について、市の区域内または所掌事務に係る公共的団体等に対して、積極的協力が得られるよう、協力体制を整えておく。このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(6) 他市町村災害時の応援活動のための体制整備

市（総務部）は、被災市町村より応援要請を受けた場合に、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について整備しておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで応援側で賄うことができる自己完結型の体制とする。

### 第3 県内消防機関相互応援協定

#### 1 現況

各消防機関は、災害規模に応じて現有消防力を結集しても消防力に不足が生じると見込まれるときは、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき地方公共団体の地域を越えて広域的な消防部隊の応援要請、応援部隊の派遣を実施するため、各種協定・計画・要綱を定め、広域的消防応援体制の確立を図ることとしている。

現在、以下の協定を締結している。

| 名 称               | 締 結 年 月 日  | 協 定 締 結 者  | 応 援 内 容 |
|-------------------|------------|------------|---------|
| 秋田県広域消防相互<br>応援協定 | 平成29年3月27日 | 県内7市町6消防本部 | 全ての災害   |

## 2 対策

消防機関は、災害時に広域的な応援を体制が円滑に機能するよう、平常時において情報交換手段の共通を図るとともに派遣訓練を実施するよう努めるものとする。

また、緊急消防援助隊の充実強化に資するよう努めるものとする。

## 第4 公共機関その他事業者間の相互応援協定等

### 1 現況

公共機関その他事業者間の相互応援協定等の締結状況は、次のとおりである。

公共機関その他事業者間の相互応援協定等の締結状況一覧

| 名 称                           | 締 結 年 月 日  | 対 象 団 体        |
|-------------------------------|------------|----------------|
| 日本水道協会東北地方支部災害時<br>相互応援に関する協定 | 平成9年5月1日   | 日本水道協会東北地方支部   |
| 水道施設の災害に伴う相互応援計<br>画要綱        | 平成11年5月27日 | 日本水道協会秋田県支部事業者 |

### 2 対策

市は、すでに締結された協定等については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図るとともに、応急対策活動を円滑に進めるため、市内外の関係団体との新たな協定の締結も視野に入れて応援体制を構築するよう努める。

また、電気、電話等のライフライン関係事業者は、大規模地震災害発生時において迅速かつ的確な応急対策が行えるよう、供給ブロック単位または広域的な支援態勢の充実を図るとともに、県の範囲を超える支援態勢について必要な応援協定等の締結に努めるものとする。

### 3 民間の事業所及びその他団体との応援協定総括状況については第4編（資料編10－7 災害時応援協定一覧）による。

## 第２２節 災害時の生活関連物資等の確保に関する計画

（総務部、企画部、上下水道局、教育委員会、大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会、秋田県薬剤師会大曲仙北支部）

### 第１ 計画の方針

災害が発生した直後の市民の生活を維持するため、食糧、その他生活必需品等の整備を進めるとともに生活の維持に必要な飲料水について供給できるよう、施設の整備を進める。また、家庭内備蓄の指導や応援体制の拡充によりその調達体制を整備する。

#### １ 基本的な考え方

災害時には、食糧等の流通機構が混乱状態となり、一時的に市民の食糧等が不足することが予想される。このため、被災時に必要となる食糧、生活必需品の内容、数量を事前に想定・把握するとともに、適切な備蓄・調達の方法を検討し、効率的かつ適切な備蓄・調達計画を策定する。

##### （１）公的備蓄

市は、備蓄・調達計画に基づき、現物備蓄が必要とされるものについて順次備蓄を実施するよう努める。

##### （２）流通備蓄

流通業者や卸売業者からの物資調達については、在庫等の活用が可能であり、また、物資の性格上、流通備蓄が望ましい物資等については、業者との協定を締結するなどその調達体制の充実に努める。

##### （３）自主備蓄

市は、市民に対し家庭内備蓄と、事業所等による備蓄協力について指導を進める。

##### ア 市民の家庭内備蓄

食糧、生活必需品、飲料水について３日分相当の家庭内備蓄を励行するものとし、広報等を利用しその普及に努める。

##### イ 事業所等の食糧・生活必需品、飲料水等の備蓄

災害発生時に備え、市内の事業所等における食糧・生活必需品、飲料水等の備蓄について協力を要請する。

## 第２ 現況

令和７年３月末の緊急救援物資の備蓄状況は、次のとおりとなっている。

防災備蓄品一覧表

| 品 目        | 単 位 | 数 量    |
|------------|-----|--------|
| 主食（健常者用）   | 食   | 10,481 |
| 主食（要配慮者用）  | 食   | 2,325  |
| 飲料水（２ℓ）    | 本   | 805    |
| 飲料水（５００ｍℓ） | 本   | 20,510 |
| 粉ミルク       | 食   | 400    |
| 液体ミルク      | 本   | 240    |
| ほ乳瓶        | 本   | 10     |
| 使い捨てほ乳瓶    | 本   | 292    |

| 品 目       | 単 位 | 数 量    |
|-----------|-----|--------|
| 毛布（真空パック） | 枚   | 2,473  |
| 石油ストーブ    | 台   | 34     |
| トイレ袋      | 枚   | 12,480 |
| トイレットペーパー | 巻   | 2,340  |
| 紙おむつ（大人用） | 枚   | 2,786  |
| 紙おむつ（子供用） | 枚   | 4,536  |
| 生理用品      | 枚   | 4,176  |
| 自家発電機     | 台   | 69     |
| 投光器       | 台   | 28     |
| コードリール    | 台   | 32     |
| 燃料携行缶     | 台   | 42     |
| タオル       | 枚   | 4,314  |
| 飲料水袋      | 個   | 1,236  |
| 医薬品セット    | 個   | 13     |

### 第3 備蓄品の整備目標

秋田県地域防災計画における県及び市町村の公的備蓄の分担に基づき、当面の目標数量として1,320人分の備蓄を見込む。

#### 1 水道

水道事業者の支援体制による供給計画が確立されていることから、被災地域への飲料水搬送を基本として市は給水に必要なビニール袋の整備を行うものとする。市上下水道局においては、水道資機材の整備及び確保と飲料水の運搬に必要な給水タンク及び運搬車両の整備及び確保に努めるものとする。

市民は、非常時に備えて飲料水（3日分）の確保に努めるものとする。

#### 2 食糧

発災直後に必要な物資の確保を目標とし、次のような品目を対象に、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努める。

米穀、副食及び還元用飲料水

市民は、非常時に備えて非常用食糧（3日分）の確保に努めるものとする。

#### 3 医薬品

医薬品については、医療の専門的な分野に属するものであることから、秋田県災害医療計画に基づき医療機関及び薬剤師会等が主体となって整備するものとする。市においては、避難所または救護所等における応急手当などに必要な救急セット等の整備を行うものとする。

#### 4 生活必需品

発災後必要な物資の確保を目標とし、次のような品目を対象とする。

- ① 毛布、タオル
- ② トイレットペーパー、生理用品、おむつ等
- ③ 発電機

- ④ 暖房器具
- ⑤ 給水タンク
- ⑥ 光熱材料
- ⑦ 簡易トイレ

## 第4 備蓄倉庫の充実

### 1 備蓄倉庫

現在、小学校の余裕教室を備蓄倉庫として、食糧等の備蓄を図っているが、今後も小・中学校の余裕教室等を活用し、生活必需品、防災資機材の備蓄など計画的な推進を図るものとする。

### 2 分散備蓄の実施

災害時におけるリスクを少なくし、発災時の迅速な対応を図るため、中心的な備蓄場所以外に、各公共施設での分散備蓄を行う。

## 第5 緊急調達体制の整備

### 1 調達体制の整備

市は、平常時から災害発生に際して供給を行うのに必要な生活関連物資の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境整備と体制づくりを行う。

(1) 調達の方法は、おおむね次のとおりとする。

#### ア 備蓄による調達

発災当日は、食糧等の調達が困難なため、既存備蓄庫の備蓄物品を供給する。

#### イ 民間業者からの調達

必要とする物資について、民間業者に協力を要請し、調達する。

#### ウ 県からの調達

災害状況により必要と判断される場合は、県で保有する物品等について応援要請し、調達する。

#### エ 日本赤十字社秋田県支部からの調達

日本赤十字社秋田県支部に応援要請し、調達する。

#### オ 協定都市からの調達

応援協定に基づき、必要とする物資について要請し、調達する。

(2) 調達を行う際は、必要な物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。

(3) 調達を行う責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。

### 2 物資の受入体制の整備

調達した食料・生活必需品の集積地として、大仙市大曲体育館、大仙市立大曲武道館、大曲トラックステーション、協定締結業者が提供する保管場所並びに交通及び連絡に便利な公共施設等を指定する。また、避難者への速やかな支給が必要とされる物資については、直接、避難場所で受け入れるものとし、マニュアル等によりこのための体制を整備する。さらに、災害時における物資の受入・支給に関して、市民、市職員及びボランティアが協力して作業を行えるよう体制の整備を図る。

### 3 県との連携

市は、物資の調達及び供給を迅速かつ的確・適切に実施するため、平常時から、県と災害発生に備えた情報交換を行う。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 市は、物資調達状況等の情報交換を行うため、責任者及び担当者を指定し、県に報告する。
- (2) 市は、平常時から実施している調達状況（物資の品目、数量・集積場所等）や調達体制を県に報告し、県は、応援要請時の対応を検討する。
- (3) 上記の内容に変更が生じたときは、変更後の状況を速やかに県に報告する。

### 4 応援協力体制

他市町村や民間業者等との間で応援協定を締結することにより、救援物資の調達や物資輸送についての協力体制を整備する。

現在、以下の協定を締結している。

| 名 称                           | 締 結 年 月 日  | 協 定 締 結 者                              | 応 援 内 容                |
|-------------------------------|------------|----------------------------------------|------------------------|
| 災害時における大仙市と座間市相互応援に関する協定      | 平成17年7月4日  | 神奈川県座間市                                | 物資・資機材供給、職員派遣、収容施設提供ほか |
| 災害時における相互援助に関する協定             | 平成18年4月26日 | 秋田県内13市                                | 物資・資機材供給、職員派遣、収容施設提供ほか |
| 災害時における相互援助に関する協定             | 平成25年5月20日 | 大船渡市、奥州市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、横手市、由利本荘市、湯沢市 | 物資・資機材供給、職員派遣、収容施設提供ほか |
| 大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定 | 平成22年5月27日 | 潟上市、秋田市、大仙市、仙北市、雫石町、滝沢市、盛岡市、宮古市        | 物資・資機材供給、職員派遣、収容施設提供ほか |

## 第23節 緊急輸送の環境整備

(建設部、総務部、日本通運㈱横手支店、関係機関)

### 第1 計画の方針

災害時における被災者や応急対策活動に必要な人員、物資等の円滑な輸送を図るため、輸送路及び輸送手段等の確保について、あらかじめ体制の整備に努める。また、道路の新設や防災拠点の移動などの状況の経年変化や最新の被害想定調査結果を反映する等、必要に応じて適宜見直しを行う。

### 第2 陸上輸送の環境整備

#### 1 緊急輸送道路

緊急輸送道路は、秋田県が定めた「緊急輸送道路ネットワーク計画」により、災害時に優先的に緊急輸送車両が通行できるよう下記のとおり3つに区分されている。

##### (1) 第1次緊急輸送路線

- ① 高速国道
- ② 指定区間国道
- ③ 秋田県庁を中心として第1次防災拠点まで連絡する道路

##### (2) 第2次緊急輸送路線

秋田県庁を中心として第2次防災拠点まで連絡する道路

##### (3) 第3次緊急輸送路線

秋田県庁を中心として第3次防災拠点まで連絡する道路

緊急輸送路一覧は、資料編6-2 秋田県緊急輸送道路ネットワーク計画による緊急輸送路を参照のこと

#### 2 緊急輸送道路の整備

市、県等の道路管理者は、平常時から道路の安全性を十分に監視・点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等については、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

#### 3 緊急輸送道路の周知

災害時に緊急輸送道路の機能が十分に発揮されるよう、平常時から住民への周知を図る。

#### 4 集積場所・輸送拠点

災害時における物資の受入、一時保管及び市内各地域への配付を効果的に行うため、集積場所及び輸送拠点を指定する。

## 5 緊急輸送自動車の確保

市は、災害時の緊急輸送車両として、市保有車両を確保するとともに、民間業者との応援体制を整備する。

### (1) 市保有車両の確保

市は、物資等の輸送手段として使用する車両については、現在保有している車両の円滑かつ効率的な活用が図れるよう常時点検整備に努める。

### (2) 民間業者からの車両の確保

市は、災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定の締結を推進し、体制の整備に努める。

### (3) 緊急通行車両の事前届出

防災活動に従事するもので、災害時に車両による緊急通行を要する者は、災害時の交通規制に際し緊急車両の円滑な確認が受けられるよう、市保有車両等の緊急通行車両の事前届出を警察署等を経由して、県公安委員会に届け出るとともに同届出書を保管し、災害時に備える。

#### ア 事前届出の対象車両

(ア) 災害時において、災害基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画のある車両。

(イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、もしくは指定公共機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両または災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

#### イ 事前届出に関する手続

##### (ア) 申請者

緊急通行に係わる業務の実施について、責任を有する者（代行者を含む。）

##### (イ) 申請先

当該車両の使用の本拠位置を管轄する県公安委員会（警察署経由）

##### (ウ) 申請書類

輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）及び緊急通行車両等事前届出書2通

##### (エ) 届出済書の交付

検査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済書を申請者に交付する。

## 6 支援物資の輸送・供給体制の構築

市は支援物資の集積所及び輸送拠点における支援物資の受け入れ、仕分け、保管及び出庫を行うとともに、その管理等について、物流業者のノウハウ等が必要と認める場合は、そのノウハウを有する物流専門家の派遣についてこれらの物流業者に協力を要請し、支援及び助言を求めるものとする。

## 7 交通規制資機材の整備

災害時における道路施設の破損、決壊等通行が危険な場合、または応急復旧を必要

とする場合は、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

### 第3 航空輸送の環境整備

災害時は、道路・橋梁破損や交通混雑のため陸上輸送が困難となる場合も想定され、また、救急救助活動についてもヘリコプターによる活動が多岐にわたることから、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には積極的に派遣要請することとし、臨時ヘリポートを設定するほか、集積場所を併せて設置する。

#### 1 臨時ヘリポートの設定

##### (1) 設定基準

- ア 30m×30m以上の面積があり、周囲に障害物のないこと
- イ 施設の周囲のうち、少なくとも1～2方向に電柱、高圧線、煙突、その他の高層建築物がないこと。
- ウ ヘリコプターの離着陸に際しては、約20m/sの吹き下ろし風があるのでその風圧を考慮すること。

##### (2) 設置予定地

市街化の状況に応じ、市内全域について、空輸による緊急輸送が可能となるよう臨時ヘリポート予定地の確保に努める。設置予定地については施設管理者の協力を得て、緊急時の開設に備え、必要な整備に努める。

- ・臨時ヘリポート予定地一覧は、資料編「6－3 臨時ヘリポート設置予定地」
  - ・秋田県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場は資料編「6－4 秋田県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場」
  - ・秋田県ドクターヘリ臨時離着陸場は資料編「6－5 秋田県ドクターヘリ臨時離着陸場」
- を参照のこと。

## 第24節 企業防災の促進

(総務部、経済産業部、関係機関)

### 第1 計画の方針

災害時における企業の事業中断は、地域経済に大きな影響を及ぼすことから、企業が重要業務を継続するために必要な計画の策定支援に努める。

また、企業は事業継続以外にも災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生）を担っていることから、企業の防災活動の推進に努める。

### 第2 事業継続計画の策定支援

国が示す事業継続計画（BCP）の基本事項を踏まえ、市内中小企業が身近で具体的な計画を策定できるよう支援に努める。

BCPの基本事項は、おおむね次のとおりである。

|           | 項 目       | 内 容                                                                                    |
|-----------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 前提     | 想定する事態    | どのような事態（事業リスク）に対応するための計画なのか、前提を明確にする。                                                  |
| 2. 事前の対策  | ①耐震措置等の実施 | 建物や設備の耐震措置や防災設備の導入などの耐震対策を講じる。                                                         |
|           | ②代替方法の確保  | 事業継続に不可欠な設備・施設などが使用不能になった場合の代替方法を検討し準備しておく。                                            |
|           | ③分散化の実施   | 在庫の保管、設備・施設の設置、取引先の所在地域等について地域的な分散化を図る。                                                |
|           | ④優先業務の特定  | 最優先で復旧・継続すべき業務は何か、あらかじめ検討しておく。                                                         |
|           | ⑤地震保険等の活用 | 保険や共済などの制度について内容を検討し活用する。                                                              |
|           | ⑥安否確認の方法  | 経営者及び従業員の安否確認の方法を定め、定期的に訓練を行う。                                                         |
|           | ⑦その他      | （企業の実情に応じて追加）                                                                          |
| 3. 被災時の対応 | ①復旧目標の設定  | 優先復旧業務を特定し、復旧目標時期を定め、社内目標として掲げる。                                                       |
|           | ②復旧資金の確保  | ・ 公的支援制度（低利融資、補助金など）を活用する。各種制度の内容について商工団体や金融機関の相談窓口で情報を得る。<br>・ 加入している保険や共済の保険金等を活用する。 |
|           | ③取引企業との連携 | 取引企業に状況を伝え、積極的に支援を求める（どのような場合に、どのような支援を求めるか、あらかじめ検討しておく。）                              |









防災活動のための体制図は、次のとおりとする。

The diagram illustrates the disaster response organizational structure and flow of information and resources. It is organized into several horizontal layers:

- Top Layer (National Level):** Includes the 中央防災会議 (Central Disaster Management Council), 非常災害対策本部 (Emergency Disaster Response Headquarters), and 内閣総理大臣 (Prime Minister).
- Second Layer (Designated Agencies):** Includes 指定公共機関 (Designated Public Agencies), 指定行政機関 (Designated Administrative Agencies), and 指定地方行政機関 (Designated Local Administrative Agencies).
- Third Layer (Prefectural Level):** Includes 県防災会議 (Prefectural Disaster Management Council), 知事 (Governor), and 災害対策本部 (Disaster Response Headquarters).
- Fourth Layer (City Level):** Includes 大仙市防災会議 (Daisen City Disaster Management Council), 市長 (Mayor), and 災害対策本部 (Disaster Response Headquarters).
- Fifth Layer (Implementation):** Includes 消防機関 (Firefighting Agencies), 警察官 (Police Officers), and 市教育委員会 (City Education Commission).
- Bottom Layer (Victims and Implementation):** Includes 被災市民 (Disaster Victims) and 応急措置の実施 (Implementation of Emergency Measures).

**Key Flows and Interactions:**

- Information Flow (Upward):** 被災市民 (Disaster Victims) report to the 市長 (Mayor). The 市長 (Mayor) reports to the 知事 (Governor). The 知事 (Governor) reports to the 非常災害対策本部 (Emergency Disaster Response Headquarters).
- Resource Flow (Downward):** The 非常災害対策本部 (Emergency Disaster Response Headquarters) provides 指示 (Instructions) to the 指定公共機関 (Designated Public Agencies) and 指定行政機関 (Designated Administrative Agencies). The 知事 (Governor) provides 指示 (Instructions) to the 市長 (Mayor) and 消防機関 (Firefighting Agencies). The 市長 (Mayor) provides 指示 (Instructions) to the 消防機関 (Firefighting Agencies), 警察官 (Police Officers), and 市教育委員会 (City Education Commission).
- Emergency Measures:** The 非常災害対策本部 (Emergency Disaster Response Headquarters) initiates 応急措置の実施 (Implementation of Emergency Measures) through the 指定公共機関 (Designated Public Agencies) and 指定行政機関 (Designated Administrative Agencies). The 市長 (Mayor) initiates 応急措置の実施 (Implementation of Emergency Measures) through the 消防機関 (Firefighting Agencies), 警察官 (Police Officers), and 市教育委員会 (City Education Commission).
- Self-Defense Forces:** The 自衛隊 (Self-Defense Forces) are dispatched (災害派遣要請) upon request from the 非常災害対策本部 (Emergency Disaster Response Headquarters) and the 市長 (Mayor).

## 第4 大仙市災害対策本部等

### 1 設置及び廃止基準

#### (1) 設置基準

市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で次の基準に該当するときは、災害対策本部等の設置を指示する。

(災害対策本部)

| 名称            | 設置場所  | 設置基準                                                                                                      | 主要業務                                                                        | 構成員                                                                                                                                                                         |
|---------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大仙市災害対策本部     | 市庁舎   | 1 市内で震度6以上の地震が発生したとき。<br>2 地震により市内に相当規模の災害が発生し、または被害が拡大するおそれがある場合で市長が必要と認めたとき。<br>3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。 | 1 災害情報の収集、伝達<br>2 救出・救護活動<br>3 応急活動対策<br>4 避難対策<br>5 広報活動<br>6 関係機関との連絡調整   | 本部長<br>市長<br>副本部長<br>副市長<br>教育長<br>本部員<br>総務部長<br>企画部長<br>市民部長<br>健康福祉部長<br>こども未来部長<br>農林部長<br>経済産業部長<br>観光文化スポーツ部長<br>建設部長<br>教育委員会事務局長<br>上下水道局長<br>議会事務局長<br>消防長<br>消防団長 |
| 大仙市〇〇地域災害対策本部 | 各支所庁舎 | 1 市内で震度6以上の地震が発生したとき。<br>2 災害対策本部長が、早急な諸対策等を行うために必要と認めたとき。<br>(災対法第23条の二第5項)                              | 1 災害情報の収集、伝達<br>2 救出・救護活動<br>3 応急活動対策<br>4 避難対策<br>5 広報活動<br>6 災害対策本部との連絡調整 | 地域災害対策本部長<br>支所長<br>地域災害対策本部員<br>各支所職員<br>各地域に勤務する職員<br>地域総合公民館職員<br>地域応援職員                                                                                                 |

## (災害警戒対策部)

| 名称             | 設置場所  | 設置基準                                                    | 主要業務                                                                                                     | 構成員                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                             |
|----------------|-------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
|                |       |                                                         |                                                                                                          | 本庁                                                                                                                                                                                                                                                            | 各支所                                                                         |
| 大仙市災害警戒対策部     | 本庁舎   | 本庁<br>1 市内で震度5の地震が発生したとき。<br>2 その他の状況により、総務部長が必要と認めたとき。 | 1 災害情報の収集、伝達<br>2 災害警戒<br>3 初期緊急応急対策計画の検討・実施<br>4 計画実施のための動員の検討<br>5 災害対策本部設置を要する場合の移行準備<br>6 関係機関との連絡調整 | 部長<br>総務部長<br>副部長<br>企画部長<br>市民部長<br>健康福祉部長<br>こども未来部長<br>農林部長<br>経済産業部長<br>観光文化スポーツ部長<br>建設部長<br>教育委員会事務局長<br>上下水道局長                                                                                                                                         | 部長<br>支所長<br><br>部員<br>市民サービス課長<br>農林建設課長<br>教育委員会<br>公民館長<br>その他支所長が指定した職員 |
| 大仙市〇〇地域災害警戒対策部 | 各支所庁舎 | 支所<br>1 地域内で震度5の地震が発生したとき。<br>2 その他の状況により、支所長が必要と認めたとき。 |                                                                                                          | 部員<br>総合防災課長<br>総務課長<br>財政課長<br>税務課長<br>総合政策課長<br>広報広聴課長<br>秘書課長<br>生活環境課長<br>社会福祉課長<br>健康増進センター所長<br>水道課長<br>下水道課長<br>経営管理課長<br>農業振興課長<br>農林整備課長<br>商工業振興課長<br>道路河川課長<br>建築住宅課長<br>教育総務課長<br>施設管理課長<br>教育指導課長<br>生涯学習課長<br>その他各課(所・室)長が指定した職員<br>消防本部<br>消防団 |                                                                             |

(災害警戒対策室)

| 名称                                                       | 設置場所                           | 設置基準                                                         | 主要業務                         | 構成員                                                                    |                                          |
|----------------------------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
|                                                          |                                |                                                              |                              | 本庁                                                                     | 各支所                                      |
| 大<br>仙<br>市<br>災<br>害<br>警<br>戒<br>対<br>策<br>室           | 総務部総合防災課<br>(道路河川課)<br>(広報広聴課) | 本庁<br>1 市内で震度4の地震が発生したとき。<br>2 その他の状況により、総合防災課長が必要と認めたとき。    | 1 災害情報の収集、伝達<br>2 関係機関との連絡調整 | 室長<br>総合防災課長<br><br>室員<br>総合防災課長が指定した職員<br><br>広報広聴課長<br>広報広聴課長が指定した職員 | 分室長<br>市民サービス課長<br>室員<br>市民サービス課長が指定した職員 |
| 大<br>仙<br>市<br>災<br>害<br>警<br>戒<br>対<br>策<br>室<br>分<br>室 | 各支所市民サービス課<br>(農林建設課)          | 支所<br>1 地域内で震度4の地震が発生したとき。<br>2 その他の状況により、市民サービス課長が必要と認めたとき。 |                              | (道路・河川関係)<br><br>道路河川課長<br>道路河川課長が指定した職員                               | 農林建設課長<br>農林建設課長が指定した職員                  |

(2) 設置権者は、次のとおりとする。

| 名 称            | 設 置 権 者  |
|----------------|----------|
| 大仙市災害対策本部      | 市長       |
| 大仙市〇〇地域災害対策本部  |          |
| 大仙市災害警戒対策部     | 総務部長     |
| 大仙市〇〇地域災害警戒対策部 | 支所長      |
| 大仙市災害警戒対策室     | 総合防災課長   |
| 大仙市災害警戒対策室分室   | 市民サービス課長 |

(3) 廃止基準

市長等は、次の場合には、災害対策本部等を廃止する。

ア 予想した災害の危険が解消したと認められるとき。

イ 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

(4) 設置、廃止の通知公表

ア 市長等は、災害対策本部等を設置又は廃止したときは、市役所庁内及び市関係施設、関係指定地方行政機関の長、知事、関係指定公共機関の長、所轄警察署長、消防機関の長、近隣市町村長、一般住民に対して電話、その他の適宜の方法で周知する。

イ 災害対策本部を設置したときは、本部標識を庁舎玄関等に掲出するものとする。

(5) 災害対策本部の代替機能場所の指定

市は、災害対策本部を本庁（大曲庁舎）に設置できない場合に備え、予備的施設について、あらかじめ指定しておくものとする。また、災害の種類、規模等により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

| 指定順位 | 代替場所 |
|------|------|
| 第1位  | 神岡庁舎 |
| 第2位  | 中仙庁舎 |
| 第3位  | 仙北庁舎 |

## 2 災害対策本部長等の職務代行

災害対策本部長等が職務を執ることが出来ない場合であっても本部等の機能を維持するため、本部長等の職務代行者を次のとおり定める。

(1) 災害対策本部長の職務代行者

第一順位 副市長

第二順位 教育長

第三順位 総務部長

(2) 災害警戒対策部長の職務代行者

第一順位 企画部長

第二順位 市民部長

(3) 災害警戒対策室長の職務代行者

総合防災班長

災害対策本部編成図

青色：1次参集  
赤色：2次参集  
黒色：3次参集（全職員）

本部長  
市長

副本部長  
副市長  
教育長

本部長  
総務部長  
企画部長  
市民部長  
健康福祉部長  
こども未来部長  
農林部長  
経済産業部長  
観光文化スポーツ部長  
建設部長  
教育委員会事務局長  
上下水道局長  
議会事務局  
消防長  
消防団長

地域災害対策本部長  
支所長

地域災害対策本部員  
各支所職員  
各地域に勤務する職員  
各地域公民館職員  
地域応援職員

総務部  
◎総務部長  
◎企画部長  
○議会事務局長  
○会計管理者  
(○市民部長)

民生部  
◎健康福祉部長  
◎市民部長  
◎こども未来部長  
○病院事務局長  
○上下水道局長

産業部  
◎農林部長  
◎経済産業部長  
◎観光文化  
スポーツ部長

建設部  
◎建設部長

文教部  
◎教育委員会  
事務局長

警防部  
◎消防長  
◎消防団長

| 本 庁<br>(大仙市災害対策本部) |                                                                                                                | (赤太字は最優先事項)                                                                                                                                    | 改正：令和7年6月1日 | 各支所<br>(地域災害対策本部)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指揮庶務班              | ○総合防災課・総務課・秘書課<br>財産活用課・DX推進課・指定職員                                                                             | 対策本部の設置・運営、会議開催、災害対策への対応、国県への報告<br>情報の収集・整理・報告、関係機関等との調整、各部への指示・連絡調整<br>非常招集動員、災害の総括、住民の要請への対応、避難の指示<br>警戒区域の設定、罹災証明、その他命ぜられたこと                |             | 支所職員、(※)各地域に勤務する職員及びあらかじめ指定された地域応援職員により構成<br>(状況により災害のない地域から別地域へ応援職員として派遣する場合有り)<br><br>※各地域に勤務する職員について<br>○神岡支所<br>神岡中央公民館<br>選挙管理委員会事務局<br>監査委員事務局<br>農業委員会事務局<br>○西仙北支所<br>大綱交流館<br>アーカイブズ<br>健康増進センター西部<br>用地対策課<br>高齢者包括支援センター西部<br>西部学校給食センター<br>○中仙支所<br>中仙公民館<br>健康増進センター東部<br>東部学校給食センター<br>○協和支所<br>協和公民館<br>協和生活支援ハウス<br>西仙北・協和建設水道事務所<br>○南外支所<br>南外公民館<br>○仙北支所<br>仙北公民館<br>仙北学校給食センター<br>○太田支所<br>太田公民館<br>新規就農者研修施設<br>中里温泉<br>中仙・太田建設水道事務所 |
| 内水対策班              | 指定職員（随時参集）                                                                                                     | 河川状況の監視及び報告、排水作業、通行止め措置等                                                                                                                       |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 広報連絡班              | ○広報広聴課・総合政策課<br>地域活動応援課・移住定住促進課<br>議会事務局                                                                       | 防災ネットだいせん・SNS・エリアメール配信、市HPへの掲載<br>Lアラート入力、FMはなびとの調整、通信の確保、広報車による巡回<br>災害記録写真撮影、記者会見等の調整、報道機関との対応及び控室等の準備<br>その他広報関連全般                          |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 調査班                | ○税務課・債権管理課・契約検査課                                                                                               | 被害調査箇所の選定、住家被害現地調査、危険箇所の確認、被災者の調査<br>その他被害調査全般                                                                                                 |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 財政班                | ○財政課・会計課                                                                                                       | 災害に関する予算処理、災害義援金の受付・配分、災害見舞金の受付・配分<br>災害義援金の振込、その他財政、財産全般                                                                                      |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 救援班                | ○社会福祉課・市民課・保険年金課・生活支援課<br>高齢者包括支援センター・こども政策課<br>子育て支援課・こども家庭センター<br>財産活用課（車両運行班）・社会福祉協議会<br>大曲地域公民館・健康まちづくり推進室 | 災害ボランティアの受付、要支援者の安否確認、救援物資の輸送・管理・配布<br>避難者・傷病者の移送・救護、避難所の清掃・衛生管理<br>遺体安置・埋火葬手続き全般                                                              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 避難所開設担当            | 指定職員（随時参集）                                                                                                     | 避難所の開設、避難者受け入れ、避難者数報告等                                                                                                                         |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 保健班                | ○健康増進センター・市立大曲病院                                                                                               | 医療資機材・医療品の調達配分、入院患者の安全確保、感染症患者の対応<br>避難者の健康管理、関係医療機関との連絡調整、救護所の開設・救護活動<br>避難所及び住家の防疫、その他保健関連全般                                                 |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 清掃衛生班              | ○生活環境課                                                                                                         | し尿処理、災害ごみ処理、関連施設の被害調査、清掃施設・火葬施設の復旧<br>災害ごみの受入、ごみ処理場従事者の確保、その他清掃・衛生関連全般                                                                         |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 水道班                | ○水道課・下水道課・経営管理課                                                                                                | 飲料水の確保と供給、給水車の調達・運用、上下水道施設の復旧<br>農業集落排水の復旧、水道従事者の確保、その他給水・水道関連全般                                                                               |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 農林班                | ○農林整備課・農業振興課                                                                                                   | 農地・農業施設・農作物・林道・ため池・森林等被害調査<br>農業関連支援策の検討、家畜伝染病対策、へい獣処理、その他農林関連全般                                                                               |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 商工班                | ○商工業・若者チャレンジ振興課・企業立地推進課<br>花火産業推進課<br>観光交流課・観光施設課・スポーツ振興課<br>世界少年野球大会推進室<br>花火伝統文化継承資料館・文化財課                   | 商工業・観光施設の被害調査、被災企業への対応、災害時の労働力の確保<br>金融調査・対策、物資流通安定、スポーツ施設・文化財の被害調査及び保全<br>その他商工関連全般                                                           |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 土木・建築班             | ○道路河川課・建築住宅課・都市管理課・指定職員                                                                                        | 交通確保・障害物の除去、土木災害の応急復旧対策、道路通行の確保<br>通行不能表示、避難所・公共建物の補修・復旧、土木被害調査<br>土木技術者の確保、仮設建物の建築場所の設定、建築技術者の確保、住宅補修の相談<br>建築物被害調査、公園被害の調査・応急復旧、その他土木・建築関連全般 |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 輸送班                | ○道路維持センター                                                                                                      | 災害用資機材・燃料の輸送、輸送車両と燃料の調達、その他輸送全般                                                                                                                |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 文教班                | ○教育総務課・施設管理課・教育指導課・生涯学習課<br>総合図書館・総合市民会館・学校給食総合センター                                                            | 児童生徒・施設利用者の避難、教育施設への避難者の受入<br>学校・社会教育施設の被害調査及び保全、臨時校舎開設と応急教育<br>給食の保全、教科書・学用品の調達配分、その他教育全般                                                     |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 警防班                | ○消防本部 ○消防団本部                                                                                                   | 消防団員の動員、警報・指示の伝達、災害防衛・警戒・予防対策<br>災害現場の連絡調整・情報収集、避難誘導、救出・救助活動<br>火災罹災証明と原因調査、その他消防全般                                                            |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

注）部においては◎を部長、○を副本部長とし、班においては○を班長とする。









- カ 自衛隊の災害派遣要請の要求及び配備に係る調整に関すること。
- キ 災害広報に関すること。
- ク 国、県に対する要望に関すること。
- ケ 見舞金の給付に関すること。
- コ 災害対策本部の廃止に関すること。
- サ その他重要な事項に関すること。

## 第6 防災行動計画（タイムライン）の作成

市は、関係機関と連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有したうえで、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、訓練や研修等を通じて同計画の効果的な運用に努めるものとする。

## 第2節 職員の動員及び応援要請体制

(各部局)

地震発生時の市職員の参集及び動員は、次によるものとする。

### 第1 職員参集の基本事項

職員の参集は、初動措置のための参集並びに動員指示伝達による参集とする。

#### 1 初動措置のための参集

職員は、次の基準に従い、直ちに登庁するものとする。

(1) 震度4の地震が発生したとき

災害警戒対策室(分室を含む。)構成員

(2) 震度5の地震が発生したとき

災害警戒対策部構成員(地域警戒対策部を含む。)及び指定職員

(3) 震度6以上の地震が発生したとき

全職員

(4) 初動措置のための参集の基準震度は、報道機関を通じて公表される秋田地方気象台発表の大仙市の震度による。ただし、地震による停電等により震度情報を入手できないときは、職員の自宅付近の被害状況や体感震度により判断するものとする。

(5) (2)に定める指定職員は、関係課長等が指定する職員(原則として長以外の参事、主幹または副主幹級の職員)とするが、指定にあたっては、勤務地と居住地との距離、交通手段、登庁のための所要時間等について留意する。

(6) 関係課所室の長は、毎年度はじめに指定職員を市長に届け出るものとする。

(7) 初動措置のための参集区分は、次表のとおりとする。

| 参集区分      | 第 1 次 参 集           | 第 2 次 参 集                | 第 3 次 参 集             |
|-----------|---------------------|--------------------------|-----------------------|
|           | 災害警戒対策室設置時<br>(震度4) | 災害警戒対策部設置時<br>(震度5弱, 5強) | 災害対策本部設置時<br>(震度6弱以上) |
| 市 長       |                     |                          | ○                     |
| 副 市 長     |                     |                          | ○                     |
| 教 育 長     |                     |                          | ○                     |
| 総 務 部     |                     | 部長                       | 全 職 員                 |
| 総 務 課     |                     | 課長、指定職員                  |                       |
| 秘 書 課     |                     | 課長、指定職員                  |                       |
| 財 政 課     |                     | 課長、指定職員                  |                       |
| 財 産 活 用 課 |                     |                          |                       |
| 契 約 検 査 課 |                     |                          |                       |
| 総 合 防 災 課 | 全員                  | 全員                       |                       |
| D X 推 進 課 |                     |                          |                       |

| 参集区分           | 第 1 次 参 集           | 第 2 次 参 集                | 第 3 次 参 集             |
|----------------|---------------------|--------------------------|-----------------------|
|                | 災害警戒対策室設置時<br>(震度4) | 災害警戒対策部設置時<br>(震度5弱, 5強) | 災害対策本部設置時<br>(震度6弱以上) |
| 企 画 部          |                     | 部長                       | 全職員                   |
| 総合政策課          |                     | 課長、指定職員                  |                       |
| 広報広聴課          | 課長、指定職員             | 課長、指定職員                  |                       |
| 地域活動応援課        |                     |                          |                       |
| 移住定住促進課        |                     |                          |                       |
| 市 民 部          |                     | 部長                       |                       |
| 市 民 課          |                     |                          |                       |
| 保険年金課          |                     |                          |                       |
| 生活環境課          |                     | 課長、指定職員                  |                       |
| 税 務 課          |                     | 課長、指定職員                  |                       |
| 債権管理課          |                     |                          |                       |
| 健 康 福 祉 部      |                     | 部長                       |                       |
| 社会福祉課          |                     | 課長、指定職員                  |                       |
| 高齢者包括支援センター    |                     |                          |                       |
| 生活支援課          |                     |                          |                       |
| 子ども支援課         |                     |                          |                       |
| 健康増進センター       |                     | 所長、指定職員                  |                       |
| 健康まちづくり推進室     |                     |                          |                       |
| こ ども 未 来 部     |                     | 部長                       |                       |
| こども政策課         |                     |                          |                       |
| 子育て支援課         |                     |                          |                       |
| こども家庭センター      |                     |                          |                       |
| 農 林 部          |                     | 部長                       |                       |
| 農業振興課          |                     | 課長、指定職員                  |                       |
| 農林整備課          |                     | 課長、指定職員                  |                       |
| 経 済 産 業 部      |                     | 部長                       |                       |
| 商工業・若者チャレンジ振興課 |                     | 課長、指定職員                  |                       |
| 企業立地推進課        |                     |                          |                       |
| 花火産業推進課        |                     |                          |                       |
| 観光文化スポーツ部      |                     | 部長                       |                       |
| 観光交流課          |                     |                          |                       |
| 観光施設課          |                     |                          |                       |
| 文化財課           |                     |                          |                       |
| スポーツ振興課        |                     |                          |                       |
| 世界少年野球大会推進室    |                     |                          |                       |

| 参集区分            | 第 1 次 参 集           | 第 2 次 参 集                | 第 3 次 参 集             |
|-----------------|---------------------|--------------------------|-----------------------|
|                 | 災害警戒対策室設置時<br>(震度4) | 災害警戒対策部設置時<br>(震度5弱, 5強) | 災害対策本部設置時<br>(震度6弱以上) |
| 建 設 部           |                     | 部長                       | 全 職 員                 |
| 道路河川課           | 課長、指定職員             | 全員                       |                       |
| 用地対策課           |                     |                          |                       |
| 都市管理課           |                     |                          |                       |
| 建築住宅課           |                     | 課長、指定職員                  |                       |
| 西仙北・協和建設水道事務所   |                     |                          |                       |
| 中仙・太田建設水道事務所    |                     |                          |                       |
| 会 計 管 理 者       |                     |                          |                       |
| 会 計 課           |                     |                          |                       |
| 支 所             |                     | 支所長                      |                       |
| 地域活性化推進室        |                     |                          |                       |
| 市民サービス課         | 課長、指定職員             | 全員                       |                       |
| 農林建設課           | 課長、指定職員             | 全員                       |                       |
| 議 会 事 務 局       |                     |                          |                       |
| 教 育 委 員 会       |                     |                          |                       |
| 教育委員会事務局        |                     | 事務局長                     |                       |
| 教 育 総 務 課       |                     | 課長、指定職員                  |                       |
| 施 設 管 理 課       |                     | 課長、指定職員                  |                       |
| 教 育 指 導 課       |                     | 課長、指定職員                  |                       |
| 学校給食センター        |                     |                          |                       |
| 生 涯 学 習 課       |                     | 課長、指定職員                  |                       |
| 地域総合公民館         |                     | 館長                       |                       |
| 大曲地域公民館         |                     |                          |                       |
| 総 合 図 書 館       |                     |                          |                       |
| 総合市民会館          |                     |                          |                       |
| 選挙管理委員会事務局      |                     |                          |                       |
| 監 査 委 員 事 務 局   |                     |                          |                       |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 |                     |                          |                       |
| 上 下 水 道 局       |                     | 局長                       |                       |
| 経 営 管 理 課       |                     | 課長、指定職員                  |                       |
| 水 道 課           |                     | 課長、指定職員                  |                       |
| 下 水 道 課         |                     | 課長、指定職員                  |                       |
| 西仙北・協和建設水道事務所   |                     |                          |                       |
| 中仙・太田建設水道事務所    |                     |                          |                       |
| 市 立 大 曲 病 院     |                     |                          |                       |
| 管 理 課           |                     |                          |                       |
| 各 診 療 科         |                     |                          |                       |





























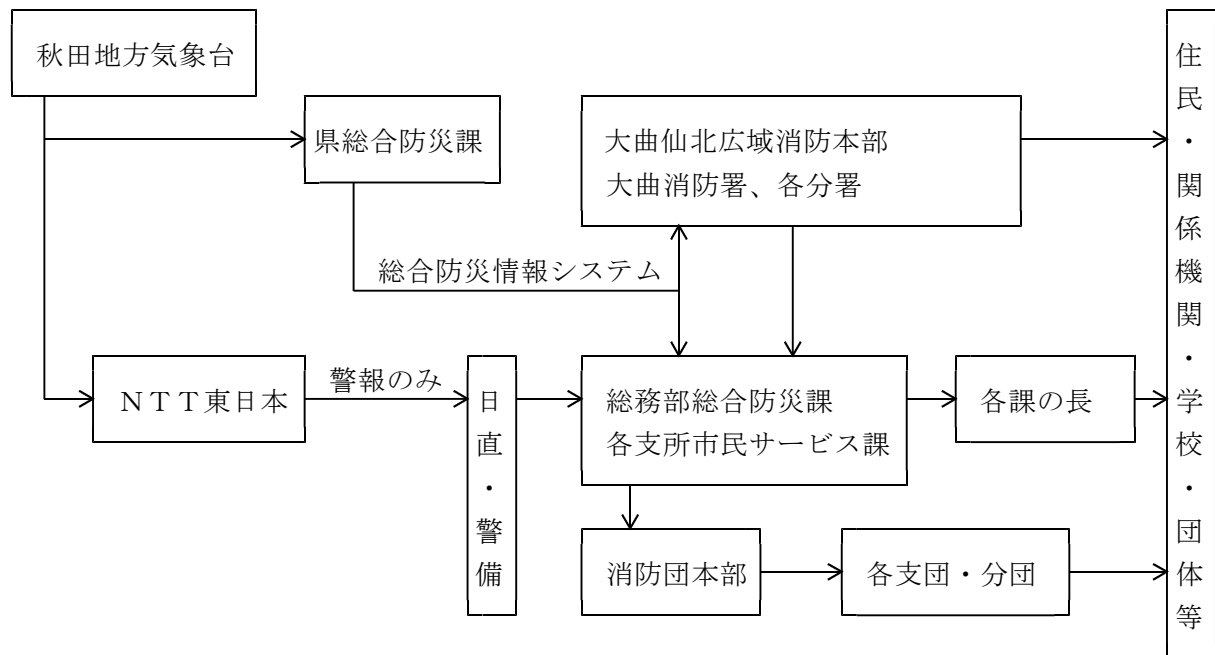




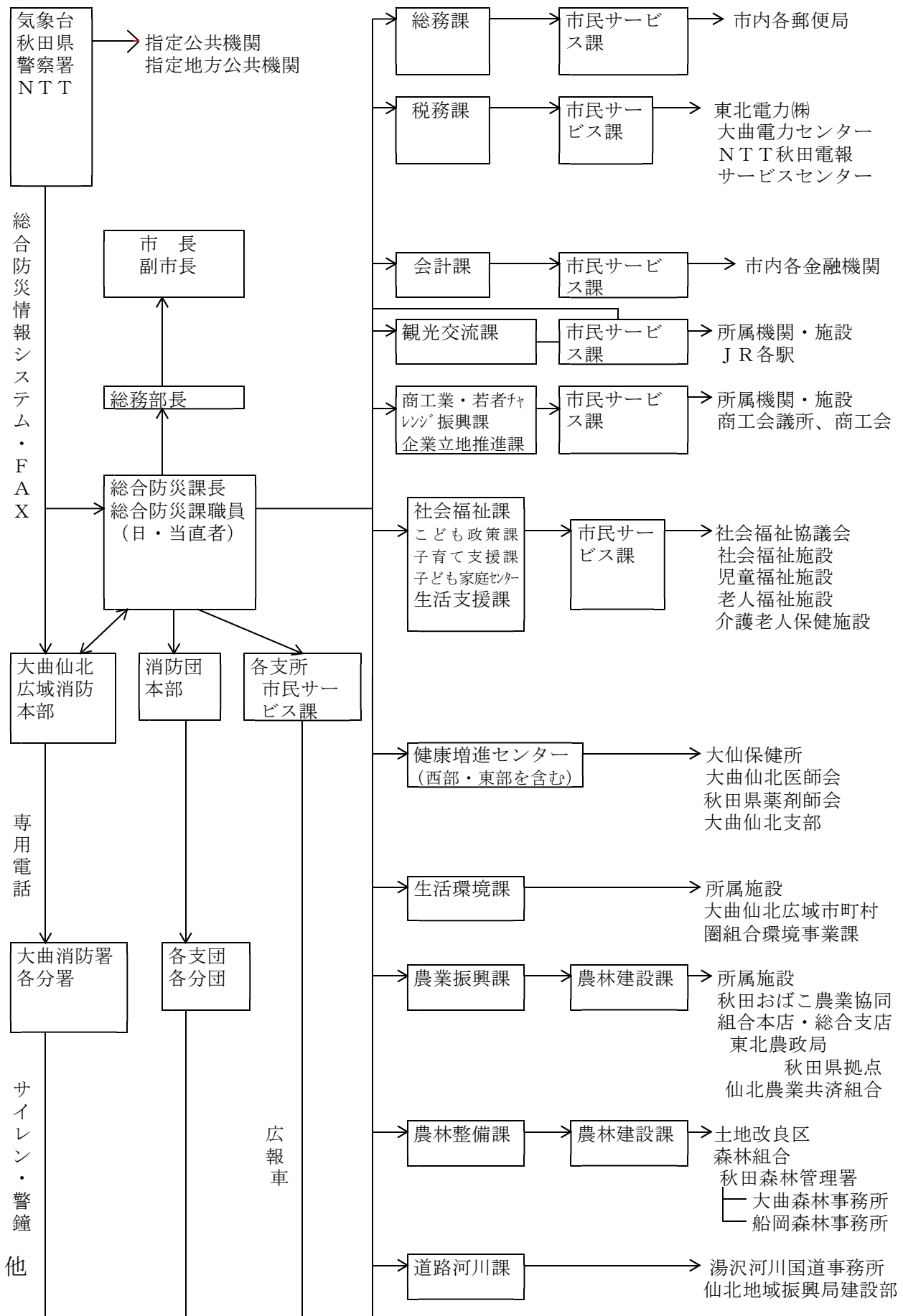


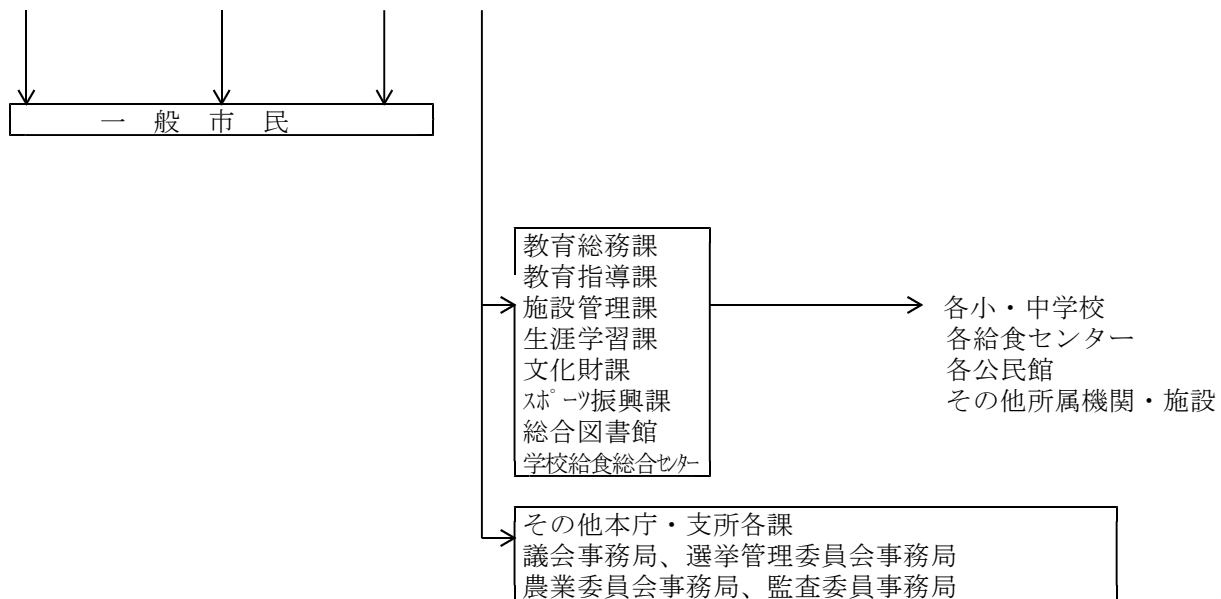


イ 勤務時間外の場合



ウ 気象並びに災害予警報等の伝達系統（特に重大な予警報のみ）





## 第5節 災害情報の収集、伝達計画

(各部局、各機関)

### 第1 計画の方針

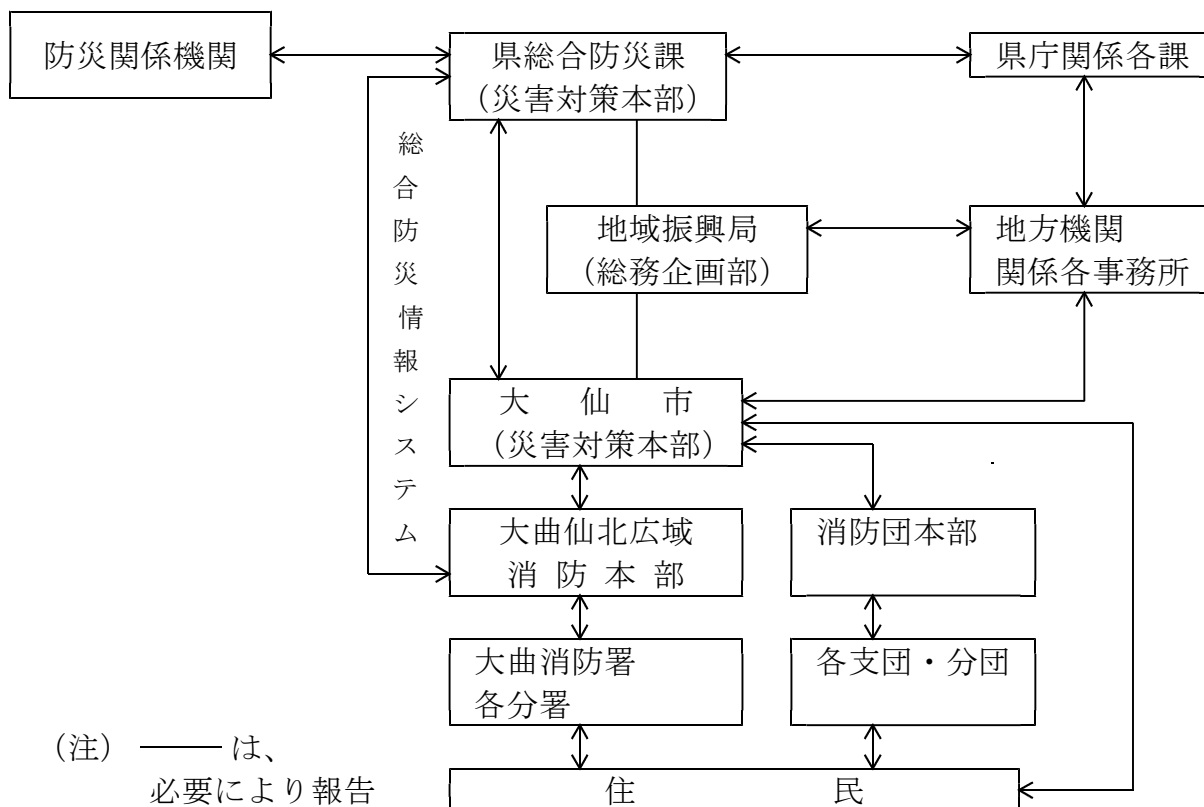
地震発生後の応急対策を実施していくうえで不可欠な被害情報について、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集し、被害の全容を把握する。

被害状況に関する情報は、市職員の調査や、消防、警察等の防災関係機関からの連絡、住民からの通報を集約し、災害対策本部にて取りまとめる。

### 第2 情報収集体制及び伝達系統

- (1) 地震発生直後において概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、負傷者の状況等、被害の規模を推定するため関連情報の収集にあたる。
- (2) 関係機関は必要に応じ、航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。
- (3) 関係機関は、被害規模に関する概括的な情報を上級機関に報告するものとする。
- (4) 関係機関は、災害応急活動に関し、必要に応じ相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- (5) 地震災害に関する情報の連絡系統図は、次による。

地震災害に関する情報の連絡系統







(7) 被災者調査原票の配布

被災者の調査は、被災者調査原票により行う。

(8) 被災者台帳の作成

被災者の調査後は、被災者調査原票に基づき、被災者台帳を作成するものとし、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

5 情報の伝達と処理

地震情報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、住民及び関係機関に対し、その周知徹底と対策等を講ずる。

(1) 住民への伝達

住民への災害情報の伝達は、第7節 広報広聴計画により実施する。

(2) 関係機関との連携

気象予警報の受領後においては、テレビ等の報道内容に注意し、関係機関との連絡を密にする。N T Tからの伝達は、警報の種別のみであるから総合防災情報システム、ラジオ、テレビ放送により、あるいは最寄りの警察機関、消防機関等と連絡を密にし、併せて、気象台と市町村との専用電話（ホットライン）等も活用し、的確な気象情報の把握に努める。

(3) 伝達手段の確保

市は、一斉メール配信システム「防災ネットだいせん」・緊急速報メール・防災ラジオ・市ホームページ・SNS等により、住民、団体等に対する気象予警報等の伝達手段の確保に努める。

## 第4 異常現象発見時の措置

### 1 異常現象を発見した場合

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとする。

また、市長又は警察官が通報を受けたときは、速やかに関係機関へ通報する。

※ 通報先及び通報を要する異常現象は、おおむね次のとおりである。

| 種類             | 事 項                     | 異 常 現 象 等                                                                                              | 通報先        |
|----------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 水防に関するもの       | 県又は国の管理に属する河川に係るもの      | ・ 異常水位<br>・ 堤防の異常                                                                                      | 仙北地域振興局建設部 |
| 気象、地象、水象に関するもの | 気 象<br>地 象<br>(火山関係)    | ・ 著しく異常な気象現象（竜巻）等<br>・ 噴火現象及びこれに伴う降灰砂等<br>・ 火山地域での地震の群発、鳴動の発生、顕著な地形変化、湧水の顕著な異常変化、顕著な地温の上昇及びこれに伴う草木の立枯等 | 秋田地方気象台    |
| 気象、地象、水象に関するもの | 地 象<br>(火山関係)<br>(地震関係) | ・ 噴気、噴煙の発生又は顕著な異常変化<br>・ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常現象<br>・ 群発地震                                                | 秋田地方気象台    |

| 種類        | 事 項                           | 異 常 現 象 等 | 通報先    |
|-----------|-------------------------------|-----------|--------|
| その他に関するもの | 国又は県が予防等の措置を必要とすると認められるその他の現象 |           | 県総合防災課 |

2 被害発生のおそれがある場合

災害発生のおそれがある現象を観測又は察知したときは、市長に報告する。

















### 3 被害の認定基準

| 分類     | 用語                        |             | 被害程度の認定基準                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------|---------------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人的被害   | 死                         | 者           | 当該災害が原因で死亡（災害関連死を含む）し死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者<br>※災害関連死・・・災害の影響と死亡との間に「相当因果関係」（災害により生じた事象から当該死亡という結果が生じることが相当であると認められる関係。）が認められるものをいう。なお、災害の影響とは、河川の氾濫等に起因する家屋の倒壊や水損、医療機関や社会福祉施設等の機能の低下や停止、ライフラインの途絶や交通事情等の悪化、避難生活、その他生活環境の変化等をいう。 |
|        | 行方不明                      |             | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者                                                                                                                                                                                                                      |
|        | 負傷者                       | 重傷<br>軽傷    | 当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者<br>当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満の治療で治癒できる見込みの者                                                                                                                                     |
| 住家被害   | 住家                        |             | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。                                                                                                                                                                                                        |
|        | 住家全壊（全焼、全流失）              |             | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）がその住家の再建築価格の50%以上に達した程度のものであるとする。                                         |
|        | 住家半壊（半焼）                  |             | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）がその住家の再建築価格20%以上50%未満のものとする。                                                                                      |
|        | 一部破損                      |             | 全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものであるとする。ただし窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。                                                                                                                                                                           |
|        | 床上浸水                      |             | 浸水がその住家の床より上に浸水したもの、及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。                                                                                                                                                                              |
|        | 床下浸水                      |             | 床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。                                                                                                                                                                                                                          |
| 非住家の被害 | 非住家                       |             | 住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。                                                                                                                                                                                  |
|        | 公共建物                      |             | 例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。                                                                                                                                                                                                          |
|        | その他                       |             | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。                                                                                                                                                                                                                          |
| その他の被害 | 非住家被害は全壊又は半壊の被害を受けたものとする。 |             |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|        | 田                         | 流失・埋没<br>冠水 | 耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。<br>稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。                                                                                                                                                                                  |
|        | 畑                         | 流失・埋没<br>冠水 | 田の例に準じて取り扱うものとする。                                                                                                                                                                                                                                |
|        | 文教施設                      |             | 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。                                                                                                                                                                                      |
|        | 道路                        |             | 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。                                                                                                                                                                                                 |
|        | 橋りょう                      |             | 道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする                                                                                                                                                                                                                     |

| 分類   | 用語                                                                                              | 被害程度の認定基準                                                                                                                                                |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他  | 河川                                                                                              | 河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。                                            |
|      | 港湾                                                                                              | 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び第6項に規定する施設とする。                                                                                                                  |
|      | 砂防                                                                                              | 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。                                                               |
|      | 急傾斜地                                                                                            | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する施設とする。                                                                                                      |
|      | 地すべり                                                                                            | 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。                                                                                                             |
|      | 清掃施設                                                                                            | ごみ処理及びし尿処理施設とする。                                                                                                                                         |
|      | 鉄道不通                                                                                            | 電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。                                                                                                                                   |
|      | 被害船舶                                                                                            | ろ・かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及びび流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。                                                                     |
|      | 電話                                                                                              | 通信施設の被害によって、電話が不通となった回線数とする。                                                                                                                             |
|      | 水道                                                                                              | 上水道及び簡易水道施設の被害によって断水した戸数とする。                                                                                                                             |
|      | 電気                                                                                              | 電力施設の被害によって、停電した戸数及び供給停止した戸数とする。                                                                                                                         |
|      | ガス                                                                                              | 一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止になっている戸数とする。                                                                                                                          |
| その他  | ブロック塀                                                                                           | 倒壊したブロック塀及び石塀の箇所数とする。                                                                                                                                    |
|      | 水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告時点にあつては最も多く発生した時点における数値を記入する。 |                                                                                                                                                          |
| り    | 災世帯                                                                                             | 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。<br>例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 |
| り    | 災者                                                                                              | り災世帯の構成員をいう。                                                                                                                                             |
| 火災発生 |                                                                                                 | 地震又は火山噴火の場合のみ記入する。                                                                                                                                       |
| 被害金額 | 公立文教施設                                                                                          | 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和22年法律第247号）による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法第1条に規定する施設とする。                                                                               |
|      | 農林水産業施設                                                                                         | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。                                                         |

| 分類 | 用語                                                                                  | 被害程度の認定基準                                                                               |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 被害 | 公共土木施設                                                                              | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする |
|    | その他の公共施設                                                                            | 公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。                |
| 金額 | 災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。 |                                                                                         |
|    | 農産被害                                                                                | 農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。                                                |
|    | 林産被害                                                                                | 農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。                                                      |
|    | 畜産被害                                                                                | 農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。                                                      |
|    | 水産被害                                                                                | 農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。                                                   |
|    | 商工被害                                                                                | 建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。                                                       |

（注）備考欄には災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

## 第6節 通信運用計画

(総務部、企画部、各機関)

### 第1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における気象予報等の伝達、災害情報の収集、その他の災害応急対策が迅速・的確に実施できるよう、通信連絡体制の整備を図る。

### 第2 通常時における通信連絡

市及びその他防災関係機関が行う災害に関する予報等の伝達又は関係機関に対する連絡については、県総合防災情報システム、県情報集約配信システム（情報の架け橋）及び市防災行政無線設備、防災ネットだいせん、緊急速報メール、各防災機関の無線設備、N T T回線等をもって迅速に行う。

### 第3 非常時における通信連絡

#### 1 通信連絡体制

- (1) 各部は情報の収集及び伝達に係る事務に従事させるため、通信連絡事務従事者を指名する。
- (2) 通信連絡責任者は、各部長とする。
- (3) 災害に関する通信の送受信者は、通信事項の要点を正確に記録し、速やかに通信連絡責任者に報告するものとする。

#### 2 県総合防災情報システム及び市防災行政無線設備、防災ネットだいせん、緊急速報メール等の活用

非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、県総合防災情報システム、県情報集約配信システム「情報の架け橋」及び市防災行政無線設備、防災ネットだいせん、緊急速報メール等を最大限活用して通信運用を迅速に行う。

#### 3 電気通信事業用通信設備の優先使用

非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急を要する通信は、次に掲げる電気通信施設を優先的に使用する。

なお、防災関係機関は、非常又は緊急通話に使用するため、既設の電話機をあらかじめ「災害時優先電話」として指定し、承認を受けておくものとする。

- (1) 電気通信事業法に基づき、N T Tの承認を受けた非常又は緊急電話
- (2) 被災地の避難所（施設）等に設置された有線、又は可搬型衛星通信装置による特設電話
- (3) 災対法に規定する主な指定機関に常設されている災害応急復旧用無線電話機

#### 4 他の機関の通信設備の使用

- (1) 市は、予報の伝達に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第55条～第57条）。また、市は災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要が





## 第5 防災行政無線施設の応急、復旧対策

### 1 秋田県総合防災情報システム

#### (1) 基本方針

地震によって、万一通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市及び防災関係機関相互の無線通信の確保に努める。

#### (2) 応急復旧対策

ア 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

(ア) 要員の確保

(イ) 予備電源用燃料の確保

(ウ) 機器動作状態の監視強化

(エ) 局舎、機器等の保護強化

イ 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

(ア) 職員による仮復旧の実施

(イ) 移動局による臨時無線回線の設定

(ウ) 復旧工事に伴う要員の確保

### 2 NTT東日本秋田支店施設

#### (1) 基本方針

通信の途絶防止と重要通信の確保に留意しながら、災害の状況、電気通信設備の被害状況通信の輻輳状況などに応じた応急復旧措置を迅速かつ的確に実施する。

#### (2) 応急復旧対策

ア 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の確保、電気通信設備の復旧等について、速やかに対策がとれる体制を整備する。

イ 通信サービスの復旧順位

第1順位

気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛、輸送、通信、電力の各機関

第2順位

ガス、水道、選挙管理、金融、報道及び第1順位以外の国又は地方公共機関

第3順位

第1順位、第2順位に該当しない機関等

ウ 通信の非常そ通措置

災害時の通信輻輳の緩和及び需要通信の確保を図るため、次の措置を行う。

(ア) 臨時回線の作成、中継順路の変更等のほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を行う。

(イ) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行う。

(ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

- (エ) 警察、消防、鉄道通信その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。
- エ 災害状況等に関する広報
  - 災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用制限を行った時は、広報車、ラジオ、テレビ及びホームページ等により、次の事項を住民等に周知する。
  - (ア) 災害復旧措置及び応急復旧状況
  - (イ) 通信の途絶又は利用制限の状況と理由
  - (ウ) 災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ
  - (エ) 利用制限をした場合の代替となる通信手段
  - (オ) 住民に対して協力を要請する事項
  - (カ) その他必要な事項

### 3 (株)NTTドコモ東北支社秋田支店施設

#### (1) 基本方針

移動通信設備等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、移動通信施設等の被害状況に応じ、適切な措置をもって迅速な復旧に努める。

#### (2) 応急復旧対策

##### ア 重要通信のそ通確保

災害等に際し、臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

##### イ 携帯電話の貸出し

災害救助法が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

##### ウ 災害時における広報

- (ア) 災害が発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信そ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- (イ) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接当該被災地に周知する。





































(7) 自動車等による避難の自粛

自動車による避難及び家財の持ち出しは、渋滞や交通事故によって円滑な避難を妨げるおそれがあるので行わない。

3 避難者の移送

市が避難者の移送を行う場合は、原則としてバス等指定した輸送車両による大量輸送とする。

4 事業所等の避難対応

(1) 会社、工場での発火源の安全確認

会社、工場等の事業所は、それぞれの防災計画に基づき、特に発火源の安全確認、電気、ガス等の保安措置を講ずるものとする。

(2) 学校、大規模事業所、特殊建造物等の管理者の対応

学校、大規模事業所、特殊建造物の管理者は、あらかじめ定められた避難計画に基づき、安全に避難する措置を講ずるものとする。

(3) 病院、社会福祉施設等多数の病人や障がい者等の入院・入所・通所施設の管理者の対応

病院、社会福祉施設等多数の病人や身体の不自由な者等が入院、入所又は通所している施設の管理者は、特に連絡、誘導、救出、収容等の責任者を定めた避難計画を策定し、人身の安全確保を図る措置を講ずるものとする。

5 避難者の確認

避難の指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警防班に巡視させ、避難に遅れた者又は要救出者の有無を確かめ、それらの者を発見した場合は速やかに避難させ、又は救出するものとする。

また、確認にあたっては、特に高齢者、障がい者の安否の確認に留意する。

## 第8 避難所の開設、設置・運営

1 避難所の開設

(1) 避難所収容の対象者

避難所に収容する対象者は、次のとおりとする。なお、帰宅困難者の一時滞在施設の確保等については、2編第4章第8節第10「帰宅困難者対策」によるものとする。

ア 住居が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者

ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれがある者

(2) 避難所の開設

ア 市は、避難指示等が決定したとき又は住民の自主避難を覚知したときは、直ちに避難所を開設する。

イ 避難所の開設は、民生部救援班が行う。

ウ 避難所は、原則として事前に指定した施設とする。

エ 開設に先立って、予定避難所やそこへ至る経路が避難する時点で被害を受けていないか、あるいは災害から安全であるかどうかを確認する。

オ 避難者を収容した後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

(3) 臨時の避難所

災害の規模や状況により、あらかじめ指定した避難所に収容することが不可能な場合には、次により処置し、住生活の早期確保に努める。

ア 既存の他の公共施設（自治会館、公営住宅等）を利用する。

イ 既存の他の施設（社寺・旅館等）や空家等を利用する。

ウ 公共用地にテント等を設置する。

（４）避難所開設の報告

市長は、避難所を開設したときは知事に対し次の事項を報告する。

ア 避難所開設の日時、場所、施設名

イ 収容人員

ウ 開設期間の見込み

（５）避難所の開設期間

開設期間は、原則として、災害が発生した日から７日以内とする。

（６）避難所開設の周知

市長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知する。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況についても周知するものとする。

（７）代替施設の確保

災害の様相が深刻で、市内に開設することができない場合、あるいは適当な建物又は場所がない場合は、県の協力を得て隣接市町村への収容、あるいは建物等を借り上げて開設する。

（８）福祉避難所の開設

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者を受け入れるための避難所を、市と協定を締結している社会福祉施設等の中から必要に応じて順次開設するものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

協定施設一覧（資料「４－３ 福祉避難所として指定する施設一覧」による）

## ２ 避難所の設置・運営

（１）計画の方針

避難所には担当職員を置き、避難人員の把握、保健衛生、清掃、物資の受領配分等の業務にあたる。また、避難所における情報伝達、食糧・飲料水等の配布、清掃等の業務については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるものとする。また、予め作成している避難所設置・運営マニュアルに従い、円滑な運営に努めるものとする。なお、災害救助法が適用された場合は、同法の定めるところによる。

（２）管理運営体制

避難所の運営は、健康福祉部長が派遣する職員（管理運営責任者）が担当する。避難所内での各活動、場所の指定等の調整業務は、管理運営責任者が施設の管理者及び避難者の代表者等と連携をとりながら行う。

市及び管理運営責任者は、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意し、管理運営責任者は、次の事項についての的確に行う。

ア 避難所での秩序の維持と衛生管理

イ 避難者に対する情報伝達





りがら行う。

イ 教職員の避難所対応

児童生徒の在校、不在校に関わらず、学校が避難所として開設される場合に備え、各校長があらかじめ指定した教職員が初動体制への対応を図る。

教職員は、避難所の運営が軌道に乗るまでの期間において、児童生徒に関する業務等の本務に支障のない範囲で避難所の運営業務を行う。

ウ 避難所運営の責任

避難所の運営についての責任は、本部からあらかじめ指定され、派遣された管理運営責任者にあるが、施設設備の使用等を含めて、学校の管理責任者である校長と相談・協議等を行い、その運営にあたる。

(7) 多様な視点を取り入れた避難所対策

1 男女別ニーズの違いへの配慮

(ア) 避難所の開設当初から、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室及び休憩等のための女性専用スペースを設ける。これらの設置にあたっては、外から覗かれることのないよう、パーティション等を活用するなどしてプライバシーの確保に努める。仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、できるだけ女性用トイレの数を多めに設置するとともに、障がい者、高齢者等に対する異性による介助利用や性的マイノリティの利用等を想定し、最低でも1つはユニバーサルデザインのトイレを設置するよう検討する。また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理に努める。

(イ) 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(ウ) 避難者の受け入れに当たっては、乳幼児連れ、単身女性等のエリアの設定、間仕切りパーティション等の活用等、プライバシー及び安全・安心の確保の観点から対策を講じること。

2 妊産婦、乳幼児などへの配慮

(ア) 妊産婦や乳幼児は保健上の配慮を要するため、必要に応じて、妊婦、母子専用の休養スペースを確保したり、栄養の確保や健康維持のため生活面の配慮を行うこと。なお、妊産婦や乳幼児はそれぞれの時期や月齢、個々人によっても差があることから、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対応を行うこと。

(イ) 母乳育児中の母子については、母乳が継続して与えられる環境を整えるとともに、哺乳瓶やお湯の衛生管理ができる環境を整えること。

3 避難所の運営管理

(ア) 避難所による自治的な運営組織には、男女両方が参画するとともに、責任者や副責任者等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標とすること。

(イ) 自治的な組織では、女性・子ども及び若者・高齢者・障がい者等の多様な主体の意見を踏まえ、避難所での生活のルールづくりをすること。

(ウ) 自治的な組織において、班を組織して避難者が活動する際は、特定の活動（例えば、食事作りやその後片づけ、清掃等）が片方の性に偏るなど、性別

や年齢等により役割を固定化することがないようにすること。また、班の責任者には、男女両方を配置すること。

#### (8) 避難生活の長期化への対応

市は、避難生活が長期化する場合には、生活を営むために必要な給食・給水施設、衛生施設等を確保し、またはこれらの施設が整備されている避難所等に避難者を移動させるものとする。

また、物資の調達及び供給に当たっては、男女のニーズの違いのほか、妊産婦、乳幼児、食事制限のある人等からの多様なニーズの把握に努める。なお、多様なニーズの把握のために、民間支援団体等との連携によるニーズ調査や、声を出しにくい人の声を拾うための意見箱の設置等、工夫を施すこととする。

#### (9) 避難所外避難者への支援

市は、指定避難所以外（知人宅・車中・テント等）に避難している者について、その状況把握と食料や生活用品等の提供に必要な体制の整備に努めるものとする。また、あらかじめ、実情に応じ、在宅避難者等の支援のための拠点の設置及び車中避難を行うためのスペースの設置など、必要な支援方策と物資の備蓄に努めるものとする。

### 第9 大規模停電への備え

#### 1 避難所、公共施設等への非常用電源の整備

市及び各種公共施設等の管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、非常用発電機の設置等必要な設備を整備するものとする。

なお、整備に当たっては、次の点に留意し進めるものとする。

- ・非常用電源の用途及び容量
- ・非常用電源を供給する機器の選定
- ・機器の健全性を保つ継続的な保守管理と機器の適時更新

##### (ア) 避難所

市は、再生可能エネルギーの活用を含め、避難所への非常用発電設備等の計画的な整備を図るものとする。

##### (イ) 防災拠点

市及び防災関係機関は、災害対策本部をはじめとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

##### (ウ) 福祉・医療施設

施設管理者は、非常用電源の整備に努めるものとする。また、病院や社会福祉施設など人命にかかわる防災上重要な施設の管理者は、最低3日間の事業継続が可能となるよう、非常用電源の稼働に必要な燃料の備蓄に努める。

#### 2 非常用発電機の燃料確保

市及び各種公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。

#### 3 大規模停電を想定した訓練の実施

非常用発電機等を整備している避難所や公共施設の施設管理者は、停電時における運用方法（対応マニュアルの作成、非常用コンセント等の明示等）を定め、職員や利用者への周知に努めるものとする。また、定期的な停電対応訓練を実施し、一人ひとりの役割や必要資材の確認を行う。













































































市長は、救護所を次により設置するものとし、運営にあたっては、大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会及び仙北地域災害医療対策本部に協力を要請する。

なお、救護所を設置した場合は、その表示を行い、一般に周知するものとする。

ア 災害の発生により、傷病者の多発した地域

イ 災害の発生により、交通が途絶し、医療が受けられなくなった地域

ウ 病院もしくは診療所のない地域または医療機関が被害を受け、診療のための人的、物的設備の機能が停止し、これらの施設で収容できないときは、健康増進センター、学校、集会所、公民館等に設置

#### (4) 医療救護班による医療活動

ア 医療救護班の派遣要請

市長は、災害の発生を知ったときは、直ちに職員を現地に派遣し、その状況を把握するとともに、知事、関係機関に災害の状況等を通報するほか、災害の状況に応じ、仙北地域災害医療対策本部に対し、医療救護班の派遣その他救急医療活動に必要な措置を要請する。

イ 医療救護班の派遣要請の方法

災害の発生により、市長が仙北地域災害医療対策本部に対して、医療救護班の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにして電話等により要請するものとし、事後速やかに文書を送付するものとする。

(ア) 救助実施地域及び場所

(イ) 災害の原因及び被害の概況

(ウ) 出動を要する人員（班）及び器材

(エ) 出動の期間

(オ) その他必要な事項

ウ 医療救護班による医療活動

(ア) 医療救護班の編成

a 医療救護班の編成は、大曲仙北医師会が行う。

b 医療救護班員は災害の規模及び状況により増員するとともに、医療を必要とする被災者の増大により医療活動が十分でない認められるときは、仙北地域災害医療対策本部及び災害協力病院に協力を要請する。

(イ) 医療救護班の輸送

災害拠点病院等から派遣される医療救護班の救護所までの搬送は、派遣病院等が保有する車両又は民間からの借り上げ車両を緊急通行車両として活用する。

エ 医療救護班の業務

大曲仙北医師会が行う医療救護班の業務は、次に掲げるとおりである。

(ア) 被災者のトリアージ（症状判別）

(イ) 傷病者に対する応急措置の実施及び必要な医療の提供

(ウ) 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定

(エ) その他状況に応じた処置

(オ) 巡回相談チーム、ボランティアとの連携

(カ) 死亡の確認

#### (5) 地域災害医療コーディネーターの派遣要請

市長は、必要に応じ、県に対して地域災害医療コーディネーターの派遣を要請、市が実施する災害医療に係る活動の支援を依頼する。

#### (6) 医療の範囲

医療の範囲は、病院その他の医療施設において本格的な治療を受けるまでの応急的措置とし、その内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- ア 診療
- イ 薬剤または治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 看護
- オ 助産

#### (7) 実施期間

医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日間とする。

#### (8) 検案体制

災害による死亡者が確認された場合には、医療救護班の責任者は仙北地域災害医療対策本部に検案医師班の派遣を要請するものとする。

### 3 応援要請

市の能力を超える場合は、県に災害派遣医療チーム（DMAT）の応援を要請する。

## 第3 傷病別搬送体制

救護所から医療機関への搬送は、原則として消防機関が行う。消防機関の組織で対応できない場合は、県及び関係機関に応援を要請する。

市及び関係機関は、搬送車両の調達計画をあらかじめ定め、また、状況により関係機関の保有するヘリコプターを要請する。

### 1 受入れ先病院の確保

#### (1) 後方医療施設の確保

救護所では対応できない重症者に対しては、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

消防機関は、県が「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」を活用して収集・提供する県全域の救急医療施設の応需情報などを利用して重症者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定する。

#### (2) 被災病院等の入院患者の受入

市は、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により市外の後方医療施設へ重症者を転院搬送する必要性が生じた場合は、病院等の要請に基づき県に要請し、後方医療施設を確保する。

### 2 搬送体制の確保

#### (1) 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重症者を搬送するほか、必要に応じて消防機関または













カ 災害時の職員の業務分担を明確にし、防災教育を徹底するとともに定期的な防災訓練を実施する。

## 第18節 ライフライン施設応急対策計画

（建設部、上下水道局、企画部、秋田県建設部下水道マネジメント推進課、東北電力㈱秋田支店、N T T東日本㈱秋田支店、㈱N T Tドコモ東北支社秋田支店）

### 第1 計画の方針

上下水道、電力及び電話等のライフライン管理者は、地震が発生した場合、市民生活の安定と応急対策の円滑な実施のため、被災箇所の早期把握及び応急復旧を図り、地震後の二次災害防止のため所要の措置をとる。

それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講ずるとともに、迅速に応急復旧体制を整備する。なお、ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、地震発生後、各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため、各ライフライン管理者は、被害情報の収集・伝達体制を確立する。また、地震によっては、市だけでなく広範囲かつ大量にライフライン施設の被害が発生し、当該事業者だけでは復旧が進まないこともある。したがって、市及び各事業者は相互に連携を図り、必要に応じて県内及び県外の同業者に協力を求めて応援体制を確立し円滑な対策の実施を図る。

### 第2 水道施設

#### 1 実施の主体

水道施設の災害応急復旧の実施責任者は、上下水道事業管理者とする。

#### 2 実施の要領

（1）水道施設の管理者は、災害発生と同時に施設のパトロールを実施し、被災状況の把握に努めるとともに、住民からの情報を収集する。また、被災状況及び復旧の見通し、給水活動の状況について、保健所長に報告するものとする。

#### （2）水道停止時の代替措置

応急給水活動を「第4章 第14節 第3 給水計画」に示した要領で実施する。

#### （3）二次災害防止の措置

災害時において原則として供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、警察・消防機関等から送水停止等の要請があった場合は、適切な危険防止措置を講ずる。

#### （4）応急復旧の実施

##### ア 作業体制の確保

市（民生部水道班）は、被災状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、日本水道協会秋田県支部に対し協力を要請する。

イ 市（民生部水道班）は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、高齢者施設等の施設については、優先的に作業を行う。









ることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、病院・交通・通信・報道機関・公共機関等を優先するほか供給上社会的影響・復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

#### 電力施設の復旧順位

| 設 備 名 称 | 復 旧 順 位                                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 送電設備    | ① 全回線送電不能の主要線路<br>② 全回線送電不能のその他の線路<br>③ 一部回線送電不能の重要線路<br>④ 一部回線送電不能のその他の線路                         |
| 変電設備    | ① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所<br>② 都市中心部に送配電する送電系統の中間変電所<br>③ 重要施設に配電する配電用変電所（この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。） |
| 配電設備    | ① 人命に関わる病院、災害復旧の中核となる自治体、警察、消防、水道、ガス、公共機関<br>② 市民の安定に寄与する被災者収容施設、報道機関                              |
| 通信設備    | ① 給電指令回線並びに制御保護及び監視回線<br>② 保守用回線<br>③ 業務用回線                                                        |

#### エ 復旧資材の確保

- （ア）対策本部の長は、予備品・貯蔵品等の在庫量を確認し調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。
- （イ）災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両・船舶・ヘリコプター等をはじめその他実施可能な運搬手段により行う。
- （ウ）災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

#### （６）災害時における広報

##### ア 広報活動

災害の発生が予想される場合または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や通電による火災を未然に防止するため、一般公衆に対し広報活動を行う。

##### イ 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、携帯電話によるメール配信、市のホームページ、広報車、パンフレット、チラシ等により直接当該地域へ周知する。

## 第 6 電信電話施設

### 1 実施の主体

電信電話施設の災害応急復旧の実施責任者は、N T T 東日本（株）秋田支店（以下「N T T 東日本秋田支店」という。）とする。

## 2 実施の要領

### (1) 災害時の組織体制

地震災害が発生しまたは発生するおそれのある場合は、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、N T T 東日本秋田支店及び被災地支店等に非常災害措置表に基づく組織を設置する。

### (2) 動員体制

防災業務の運営、あるいは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、あらかじめ定める計画により要員の配置及び関係機関、工事業者に対する応援要請を行う。

### (3) 被害状況の把握と情報連絡体制

地震被害において、被害状況の把握と情報連絡並びに重要通信を確保するための諸活動が初動措置として重要であることから、N T T 東日本秋田支店は、次の初動措置を迅速に行う。

#### ア 被害状況の把握

##### (ア) 被害の概況調査

社内外からの被害に関する情報の迅速な収集

##### (イ) 被害の詳細調査

現地調査班による被害の全貌把握

#### イ 情報連絡

##### (ア) 情報の収集・分析・記録

##### (イ) 情報連絡用打合せ回線の作成

##### (ウ) 情報連絡担当者の選定、連絡、連絡先の確認

##### (エ) 状況により情報連絡要員の増員等体制強化

##### (オ) 社外の災害対策機関との連絡、協力

##### (カ) 気象、道路状況等に関する情報の収集

### (4) 復旧資機材等の確保

応急復旧に必要な資機材については秋田支店保有の資機材を使用するが、不足が生じるときは、東北管内及び本社が保有する資機材を使用する。また、被災した設備を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所を指定し、下記の災害対策用資機材等を配備している。

#### ア 可搬型移動無線車

#### イ 移動電源車及び可搬電源装置

#### ウ 応急復旧ケーブル

#### エ その他の応急復旧用諸装置

### (5) 住民への広報

地震災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用制限を行った時は、広報車、ラジオ、テレビ及びホームページ等により、次の事項を住民等に周知する。

#### ア 災害復旧措置及び応急復旧状況

#### イ 通信の途絶又は利用制限の状況と理由

#### ウ 災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ

#### エ 利用制限をした場合の代替となる通信手段

#### オ 住民に対して協力を要請する事項

#### カ その他必要な事項





























































## 第 2 7 節 災害救助法の適用計画

(総務部、企画部)

### 第 1 計画の方針

震災によって、市域の被害が災害救助法の適用基準に該当し、現に救助を必要とする場合は、同法の適用を受けて必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

災害救助法が適用された場合は、住民の生命・身体・財産を保護するため、秋田県災害救助法施行細則に則って速やかに対策を実施する。

### 第 2 適用基準

#### 1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は災害救助法施行令第 1 条に定めるところによる。本市においては、災害による被害が次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めたときに、その適用が指定され、実施される。

##### (1) 適用の基準

ア 市における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が80世帯以上に達したとき。(救助法施行令第1条第1項第1号)

イ 県全体の滅失世帯が1,000世帯以上に達した場合で、市の住家の滅失世帯が40世帯以上に達したとき。(災害救助法施行令第1条第1項第2号)

ウ 住家の滅失世帯数がアまたはイの基準に該当しないが、被害が広範な地域にわたり、県全体の住家の滅失世帯が5,000世帯以上に達した場合か、災害が隔絶された地域で発生し、物資の供給や被災者の救出に特殊な技術を必要とする場合であって、市において多数の住家が滅失した状態にあるとき。(災害救助法施行令第1条第1項第3号)

(注) アからウまで共通で、滅失世帯の算定は全壊 1、半壊1/2、床上浸水1/3で換算

エ 多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とし、又は物資の供給や被災者の救出に特殊な技術を必要とする状態にあるとき。

(災害救助法施行令第1条第1項第4号)

### 第 3 被害の認定基準

#### 1 住家の滅失等の認定

「災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日社施第99号厚生省社会局長通知)」による

#### 2 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯数の算定にあたり、半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもってそれぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

#### 第4 災害救助法の適用手続

- 1 災害救助法による救助は、市の区域単位ごとに実施されるものであり、市における被害が適用基準のいずれかに該当しまたは該当する見込みがあるときは、市長は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、災害状況、すでにとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて同法の適用を要請するものとする。
- 2 災害救助法適用の要請を受けた知事は、秋田県災害対策本部会議を開いて適用の要否を判断し、必要があると認めたときは直ちに同法に基づく救助を実施するよう市長及び県関係部局に指示するとともに、関係機関に通知し、または報告し、一般に告示する。
- 3 知事は、災害救助法を適用しようとするときは、事前に内閣府（防災担当）へ情報提供を行うものとする。
- 4 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

#### 第5 災害救助法による救助の種類と実施権限の委任

- 1 災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。
  - (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
  - (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
  - (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
  - (4) 医療及び助産
  - (5) 災害にかかった者の救出
  - (6) 災害にかかった住宅の応急修理
  - (7) 生業に必要な資金、器具または資材の給与または貸与
  - (8) 学用品の給与
  - (9) 埋葬
  - (10) 死体の搜索及び処理
  - (11) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、(7)にいう生業資金の貸付については、各種の貸付資金制度が充実された現在、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律」による支給や貸付を実施する。

- 2 災害救助法に基づく救助の実施は、知事が行う。ただし、災害の状況により必要があるときは、政令に定めるところにより、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することとなる。

避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与及び災害にかかった者の救出等最も緊急を要する救助並びに学用品等の給与等、県において実施することが困難と認められるものについては、市は、あらかじめ、救助の委任を受けて救助を実施する準備

























起債の元利償還金については、普通地方交付税に算入されるものである。

## (2) 感染症指定医療機関災害復旧計画

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症指定医療機関の災害については、一般的には同法の規定による補助を得て復旧を図るが、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合においては、これにより措置する。

## 第3 災害復興計画の作成

震災が大規模であり、単なる復旧では被災前の地域の抱える問題を解決できないときは、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。

### 1 事前対策の実施

震災復興では、地震発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行ううえでの人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要がある。しかし、被災後の混乱期には、これらの作業が錯綜して円滑に行えない可能性があることから、手続の流れ等について平常時から整備に努めるものとする。

### 2 震災復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合には、市長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。

### 3 震災復興方針・計画の策定

#### (1) 震災復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員より構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。なお、震災復興を進めていく際には、この復興方針策定の段階はもとより、次に述べる復興計画の策定から復興事業・施策の展開に至るまで、住民の意見を十分反映させていく。

#### (2) 震災復興計画の策定

市は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。

### 4 震災復興事業の実施

震災復興は、市と県及び国との密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、都市計画決定や事業認可等行政上の手続を迅速に進めるためには、県との間の十分な調整作業等が重要であり、また、復興にあたっての財源の確保等においては、国との調整等が重要であるため、県及び国との密接な連携のもとに事業を推進する。

### 第3節 財政金融計画

(総務部)

#### 第1 計画の方針

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任するものであるから、当然それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担するものである。しかし、大規模な災害が生じた場合、市の財政では十分な対応ができない事態も生じることから、法令の規定に基づきまたは予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずるものとする。

#### 第2 対策

##### 1 費用の負担者

###### (1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用（災対法第91条）

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令の特別の定めがある場合または予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

※ 法令に特別の定めがある場合

ア 災害救助法第36条

イ 水防法第44条

ウ 災対法第94条、第95条

###### (2) 応援に要した費用（災対法第92条）

実施責任者が他の地方公共団体等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は実施責任者である市長が負担する。ただし、一時繰替え支弁を求めることができる。

###### (3) 知事の指示に基づいて市が実施した費用（災対法第93条）

知事の指示に基づいて市が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうちで指示または応援を受けた市に負担させることが困難または不適當なもので災害対策基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部または全部を負担する。

##### 2 国が負担または補助する範囲（災対法第94条）

###### (1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用は、別に法令に定めるところにより、または予算の範囲内において国がその全部または一部を負担し、または補助する。

###### (2) 非常災害対策本部長または緊急対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用（災対法第95条）

非常災害対策本部または緊急災害対策本部の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用のうちで、市に負担させることが不適當なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部または一部を補助する。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

###### (3) 災害復旧事業費等（災対法第96条）

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に法令で定









## 第1章 後方支援計画

(総務部、企画部、農林部、経済産業部、健康福祉部、建設部)

### 第1節 計画の目的、性格等

#### 第1 後方支援の目的

この計画は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、特に岩手県遠野市が果たした「後方支援」を参考にしながら秋田県や近隣市と総合的な調整を図り、事前に各種防災機関の展開や受援体制、全国から参集する一般ボランティアの受け入れ等体制の整備を図ることを目的とする。

#### 第2 計画の性格

この計画は、大規模震災が発生した場合における市域の住民や住居などの被害状況の確認、その復旧・復興の対応については前章までを基本とし、市民の生活の安定と社会秩序の維持を図ることを第一義とする。この際、日本海側に巨大津波が襲来し県内の沿岸部が甚大な被害を受けた場合及び県央・県北地域において全県或いは全国的な救援活動などが必要となる災害救助法を適用する被害が発生し、かつ、当市の被害程度は極小であり、市民生活の健全性を保持できる場合に後方支援計画を適用することを前提とする。

#### 第3 計画の大綱

震災の被害程度にもよるが、単なる支援や復旧では被災後の問題を解決できない場合及び全国規模での復旧・復興支援の必要性が生じた場合、更には被災直後の混乱期において、その他の作業が錯綜し円滑に行えない可能性が高い場合、被災地・被災者支援に関する後方支援について、その手続や割り当て地域の構想などを平常時から整備することに努める。

特に、当市の地理的役割を最大限に活用し救援物資の集積・仕分け・輸送や自衛隊・警察・消防機関などの応援活動地域の割り当て・道路使用の統制・大型ヘリコプターなどのヘリポートの提供など、また全国から集まる一般ボランティアの受け入れのためのボランティアセンターや自治体などの団体に提供する地域や施設のについて事前に計画するものとする。

### 第2節 後方支援のための緊急処置

#### 第1 事前対策の実施

大震災復興では、地震発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要が予期される。しかしながら、被災直後の混乱期には、これらの作業が錯綜して円滑に行えない可能性があることから、手続の流れ等について平常時から整備に努めるものとする。

## 第2 後方支援機能の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、後方支援の必要性を判断した場合は、市長を本部長とする後方支援本部を設置する。

後方支援機能として、次の機能を準備する。

- 1 臨時ヘリポート  
大型ヘリコプターなどの緊急的な離着陸用に既存の運動公園や野球場など
- 2 野営地及び駐車場  
自衛隊・警察（広域緊急援助隊、検視隊）・消防（緊急消防援助隊）の部隊が展開するための地積
- 3 統合指揮本部  
大仙市及び展開する防災関係機関が相互調整のための会議室を有する施設
- 4 広域医療搬送拠点（SUC）の端末地  
秋田県が設置するSUC（空港）や沿岸部の重傷者などを内陸部の医療機関へ搬送するための施設（努めて、ヘリポートを有する医療施設）  
ヘリポートを有する医療機関又はその近傍施設
- 5 救援物資の集中保管施設  
緊急的な医薬品、毛布、給水ポリタンク、糧食などを一括保管できる広さと緊急輸送道路上で大型貨物車両の積載及び積み卸しができる施設
- 6 ボランティアセンター  
全国から集まる一般ボランティアを受け入れることができる施設
- 7 大規模避難所  
多くの被災者を収容でき宿泊・給食・入浴設備等が完備された施設
- 8 その他  
災害の種類、規模などにより「精神的ケアが可能な施設」「長距離運転手用などの一時滞在型の宿泊施設」等については、当時の状況により定める。

## 第3 後方支援方針の策定

市は、学識経験者、市議会議員、市民及び行政関係職員などにより構成される後方支援検討委員会を設置し、後方支援基本方針を策定する。基本方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。なお、後方支援を進めていく際には、この後方支援方針策定の段階はもとより、次に述べる後方支援計画の策定から復興事業・施策の展開に至るまで、住民の意見を十分反映させる。

## 第4 後方支援計画の策定

- 1 震災が大規模になるほど、一般的な復旧対応では、被災前の地域の抱える各種問題は解決できない。このため、被災後速やかに後方支援計画を策定し、関係する自治体との調整及び合意を行い、計画的な後方支援を推進するものとする。
- 2 後方支援計画の策定  
市は、後方支援基本方針に基づき、具体的な後方支援計画の策定を行う。
- 3 計画の内容
  - (1) 被災地及び大仙市の被害状況
  - (2) 後方支援の基本方針

- (3) 実施要領
  - ア 全般
  - イ 各段階別の後方支援要領
- (4) 各部、班等の業務、人員増員要領など
- (5) 各機能別の支援業務
  - ア 補給計画（救援物資の受け入れ、集積、配分など）  
糧食、燃料、車両、通信、毛布、給水、テント、便所、自家発電機等
  - イ 輸送計画（救援物資の輸送担任区分、経路など）
  - ウ 衛生計画（医療関係者の派遣、防疫、消毒、除染など）
  - エ ボランティア運用計画（ボランティアの受け入れ、センター開設など）
  - オ 応援部隊等の受け入れ計画（防災関係機関の展開図、利用施設の決定など）
  - カ 整備・回収計画（輸送計画の補てん、災害廃棄物の処理など）
  - キ 建設・労務・役務計画（応援協定団体との役割分担など）

### 第3節 後方支援の実施

#### 第1 後方支援実施上の着意

後方支援は、市と県及び国との密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、支援すべき都市決定や事業認可等行政上の手続を迅速に進めなければならない。このため、県との調整が重要な事務となり、支援に当たっての財源の確保などについては、国との調整等が重要である。

#### 第2 後方支援実施上の広域防災拠点

県と協議した当市に直接関係する広域防災拠点については、次のとおりである。

- 1 集結地、ベースキャンプ、ヘリポート  
大仙市総合公園（農業科学館・大曲西中学校を含む）
- 2 一次物資集積拠点
  - ア 神岡中央公園屋内多目的施設「嶽ドーム」
  - イ 協和多目的交流施設「樹パル」

### 第4節 後方支援計画などの一例

#### 第1 後方支援計画の一例

資料編「13-1 後方支援計画の一例」による。

#### 第2 広域防災拠点の活用リスト

資料編「13-2 広域防災拠点候補一覧」による。